

前
行
刑
局
長
秋
山
要
士

新
行
刑
局
長
金
澤
次
郎
氏

秋山局長を送り

新に金澤局長を迎ふ

我等の敬愛せる行刑局長秋山要氏は五月十五日付刑事局長としてその職を去られた。御在職期間は一年有半であつた。省みるに、局長は方に支那事變酣なる頃就任せられ、今新に南京政府樹立せられ事變収集の第一歩に入つて此の度の御榮轉を見られることになつた。その間行刑事務は繁忙を極め軍需作業に構外作業に寧日なき有様であつたが、前局長は終始熱心に指導せられ劃期的の業績を残された。曰く、少年行刑の充實、一部職員の特遇改善、共済組合の設置等。今その御温容に別るるに當り心からその御健康を祈る次第である。

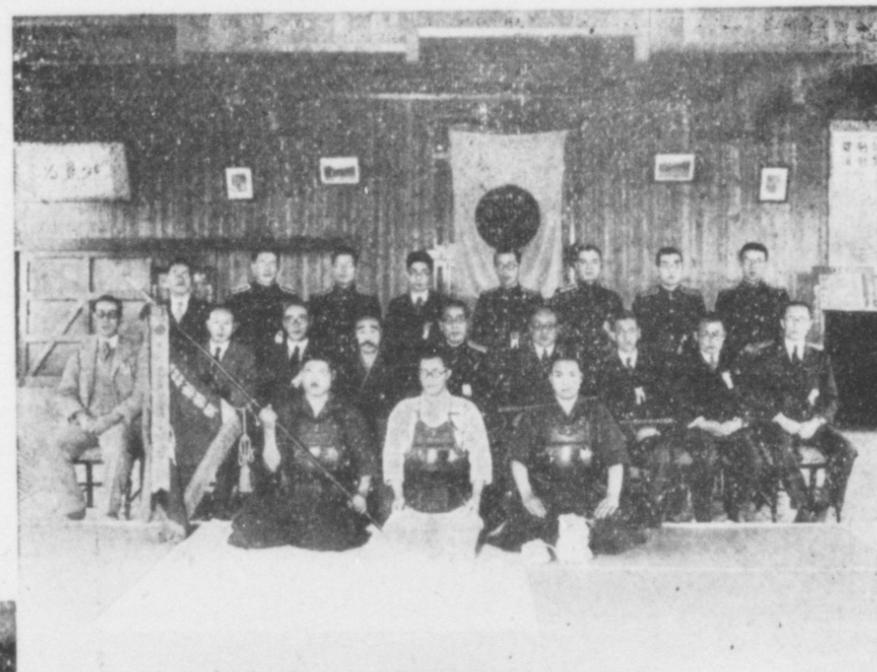
我等が新に御迎へした新行刑局長金澤次郎氏は多年檢察事務を執掌せられその間大臣官房保護課長にも就任せられ行刑界にも深い因縁を有してゐられる。此の度東京控訴院次席検事より現職に榮轉せらる。我等は今此の敏腕の譽高い新局長に導かれて一意専心行刑のことに邁進せんと心に誓ふのである。

刑

政

六月號

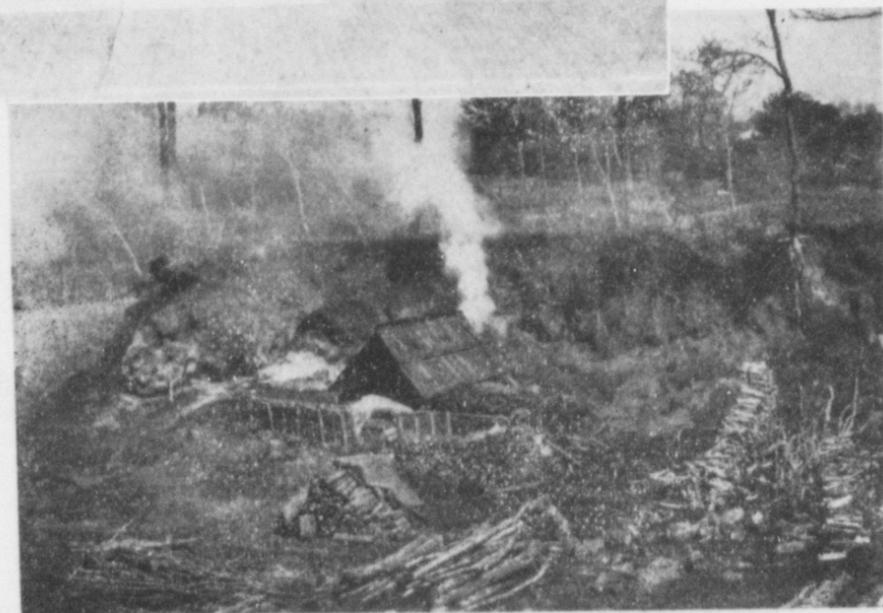
第五十三卷
第六號



第一區第十四回武道大會
優勝劍道部
——帶廣——



中圖同、柔道部
——青森——



八王子少炭燒實況

常習犯人の問題

吉田綱紀

第二次歐洲大戰が起らなかつたならば、今年ローマに開かれる筈であつたところの第十二回國際刑務會議第三部會は、その第三問として「慣習犯人乃至改善不能犯人とは如何なる者か、現行法上それについて如何なる經驗をなしたか、それが満足なものでないならば、この種犯人の處遇については如何なる制度が適當であらうか」を提議してゐる。國際刑務會議の開催は今日の歐洲戦局に鑑み一九四二年に延期されたさうであるから、少くともこの問題も二年を延期された譯である。

だが、滔々たるクライム・ウェーブを振きとめることは、舉國一致の態勢からして平時にもまして喫緊事たることを失はない。わが現行刑法はこの點に於ても一つの缺點をもつてゐた、最近司法省より發表せられたところの改正刑法假案は常習犯人に對する不定期刑（第九一條）、危険なる犯人への豫防處分（第一三九條）なる二制度の採用によつて、危険なる常習犯人への對策を與へてゐる。

この假案の發表と前後して、とある朝、帝都の新聞紙は一せいにある刑務所釋放者の殺人事件を掲げた。その事件は犯人が釋放後間もない者たることと被害者が妙齡の婦女たりしことと、そして犯人の逃走経路などから多少獵奇的に取りあつかはれた傾向がある。がこの事件は少くとも世人に常習犯人の處遇、危険犯人の處遇について改めて何か政策的に考慮すべきものを與へたやうである。

刑務官の悩みは明日にも犯罪に陥ち入るであらう者をも、そのまゝに釋放せねばならないことである。司法保護との連絡、警察との連絡に事かくものではあるまいが、矢張り人と人との關係に於ては制度の裏づけがない場合、渡す側にも受ける側にも徹底的な處置を採ることには若干の躊躇が伴ふことであらう。そして犯人の自由への渴望はこの若干の躊躇を大きく利用する。「若干の躊躇」こそ犯人對策にとつてはアキレスの踵である。

若干の躊躇はしかし危険犯人、常習犯人の防壓對策が制度化されてもやはりある程度に存する處はある。即ち危険犯人、常習犯人とは如何なる者かに對して徹底的な理解を缺く場合にしかりである。そこで改正刑法假案がどの程度に修正せられるかは別として、そこに掲げられてゐる常習犯人の形式的な意義は「累犯者ニシテ一年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タル後長期十年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シ更ニ累犯者トシテ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處スベキ者常習トシテ其ノ罪ヲ犯シタルモノナルトキ」である。即ち本條によるときは尠くとも十年間に三回の犯罪を繰返し、三回目の犯罪が前犯罪と慣行的な關聯を有し、常習犯人たることを認定せしむるものであることが必要である。又同假案第一三九條は「釋放後ニ於テ更ニ放火、殺人又ハ強盜ヲ爲ス虞アルコト顯著ナルトキ」としていはゞ危険なる犯人について規定を與へてゐる。一九三三年のナチスの刑法改正に於てもその第二十八條は少くとも二回の先立てる有罪判決ののち三回目の故意の犯行ありしこと又は少くとも三個の故意の犯行ありしことを危険、常習犯人の法的特徴として規定してゐる。

しかしこれらの諸規定は決してそのまゝに危険、常習犯人の概念を定めたものではなく、寧ろたゞこの種の犯人に特別なる處分を適用する場合の形式的制限に外ならぬ、従つて直接に實質的な概念をその裏づ

けとして豫想しなければ、刑又は處分の適用に當つて全きを保し難い。

例へばメツガーは常習犯人につきいふ。「その遺傳生物學的に條件づけられた素質の故に他の人々と異りそして一生涯他の人々と生活を異にする犯人である。それは刑法上の精神病患者ではないが、ノルマルな共同生活に對等に參加することを得ない者である」と。又フイールンシュタインは改善不能犯人を認め、刑法によつて保護されてゐる共同體の規範を自發的にも又は他の感化にもかゝらず認めようとはせず、その犯罪的な生活に固執するものであるとしてゐる。さらに又アイヒレルは實際的に一步を進めて、ドイツの保安監置による收容者の主なる特徴を掲げて、「人間生活の何時如何なる場所でも役に立たずそして通常既に少年時に犯罪に陥ち入つた素質上の薄弱者」であるとしてゐる。

勿論、この種學者の與へた意義に最早や附加すべき何ものもないといふのではない、又これらの概念規定によるとするも特定なる犯人がかゝる者であるか否の判断に當つては多くの困難が伴ふであらう。社會の防衛と同時に法律の適用に司法が百パーセントの機能を發揮するためにはこの難關はどうしても切り開くべきである。それには人格の調査、犯罪豫後の調査に關する施設が急速に實現されることを願ふと共に、經歷、犯行、收容中の行動、豫後を含めたケース・スタデイスが一層熾烈になされることを望みたい。これらのことは現行刑事政策の運用の上にも既に大切なことである、況や新刑法による新しき刑事政策が目前にさらされてゐる今日、その準備のためにも、そしてその場合に「若干の躊躇」によつて新刑事政策の眼目を失ふことに至らしめぬためにも、念願してやまない。

行 刑 教 導 論 (一)

武 子 喜 久 治

一、近代教育思潮への反省

二、體驗的教導方法の提唱

一、近代教育思潮への反省

私は曩に教導論序説に於て體驗的教導方法の提唱を仄かして一旦筆を擱いた。今私は、更に私自身の考へを一層明らかに、讀者諸賢に御了解頂きたい爲めに、亦私が體驗的方法を採るに至つた氣持を了解して頂きたいために近代の教育思想史に一瞥を與へ乍ら若干の批判を試み自分の所見を述べて行刑教導論への出發點としたい。

近代文化の黎明が彼の文藝復興にあることは今更ら云ふまでもないが、この喜びの中に人々が發見した價値は自律自由な自我の面影であつて、横暴なる教權の壓迫それに阿る神婢哲學、傳統的特權に基く封建制度の打破となり、自由の鐘は亂打され、暗い桎梏から解放された自我の面影は潑刺たる文化の榮光に輝いた。

かくて自然に關する迷蒙打破を叫ぶ、ベーコン、コメニウスを主流とする經驗主義思想の勃興あり、社會的因襲打破を意圖する個人主義思想の擡頭を見た、是れ等は此の間に於て近代教育の二大思潮としての經驗的教育思想と、エレンケー・グルリットを主流とする個人的教育思潮とを生むに至つた、そこでは經驗的、自然的、歸納的等其の目標も、方途も、かかる經驗的事實から求めらるべく宗教的獨斷や形而上學的假定は排除され一方人間を規制する社會的羈絆に對して個人を解放し被教育者の權利個性の尊嚴の前には、教育者のおこがましい干渉を排し、權威主義への反

抗を懲慚した、要するに現實主義、實用主義、行動主義と經驗的事實から教育方法に確實なる基礎をあたへやうと希求する。さり乍ら他方思想の發展を貫く辯證的動向は經驗主義に對する、理想主義の高調を起し、個人的見地に對して社會的見地の貴さが叫ばれ、あるがまゝの現實の上に、當にあるべき理想を確立し其の理想を構成する先驗的法則を探究する規範的教育思想が生れ、同時に、其の個人主義の謳歌する、經驗的個人は、單なる抽象的存在に過ぎぬ。人間は本來社會的實在であつて、社會の爲めに社會によつてのみ陶冶されるべきものと見る社會的教育思想となつて生れた。しかるに私は是れ等の總てに對して多くの學ぶべきものあるを知ると同時に、そのすべてに對して尙ほ多くの不滿あることを如何ともし難い。

即ち經驗的教育思潮が架空的な目標や、獨斷を排して事實を事實として取扱ふは可し。然るに經驗的事實重視の奥底には、先驗的な哲學的假定があるのではないか、即ち一切の事象が悉く自然科學的因果關係に従つて、生起するといふ實證主義の大膽なる原理なるものは、自然科學的因果では説き得ない一の哲學的迷想である。哲學との絶縁を豫想する經驗主義がその實、哲學に離れられぬ關係にあるのではなからうか。次にこの派の主張に據れば、教育の目的を生物學的生命の發展にありとするが、然らば目的とは、當爲の性質を爲し價値の希求を意味する生物の本性が、斯くあるが故に、生物たる人間は、斯くあらねばならぬとするは論理の飛躍ではないか、また人間の心身の要素的機能如何に精密に分析研究すればとて、総合的な教育方法がそのまゝに得らるゝものではない。要するに經驗的教育思潮は空想と獨斷とを排斥して教育作用に經驗的基調を提供してきた事は感謝すべきものがあるが、自然と現實とのイドラ（偶像）に捉はれてゐるものであつて吾々の満足すべきではない。

次に個人的教育思潮は他律的威嚇的教育に對する反動としてはよし。さらに個人を以て孤立單獨と見るは却つて、個人の本质を誤る、自由を以て放恣無規律と見るは眞の自由を害ふ所以ではないか、我々は個別我が、普遍我に擴大し單なる特殊性としての個性が、規範的統一にまで向上し放恣無拘束の自由が、道德的意義の自律による積極的自由に迄進む時茲に初めて全き自由が贏ち得られるの理に目醒めねばならぬ。

さて私は進んで經驗即教育思想とは對蹠的立場にある規範的教育思想につき考察する。この派の主張は經驗的教育思潮が現實個性、經驗を重視するに對して、新カント派もナトルプ等を主流とする一派の人々も理念理想普遍合理を力説し經驗の根柢に、先驗的法則があり、在の前に當爲があり、事實の奥に意義があり價値があると見る。教育の目的も價値的生類として人間の超經驗的な理想から設定せられ、其の方法も亦教育の目的を指示する規範科學そのものの法則若くは各種の文化領域そのものの法則が同時に教育方法を決定すると、規範的形式的方面を重視し形式規範的方面を高唱する、故に自然と規範との渾一たる文化や個性の姿を具體的に研究論述する所少く教育の理論と實際とが可なり絶縁せられつつある、又教育の目的を決定する態度に於て實に崇高なるものもあるも、客觀的文化の論理的構成はそのまゝには教育方法たるを得ざるものなることに氣付かなかつた、要するに文化哲學を基礎として教育の本質、目的の論究にもたらした功績は認めねばならぬが、この思潮は演繹的系統的に偏し形式抽象に傾き生氣潑刺たる現實味に乏しく、現象的、現實的、非合理的、體驗的方面を閉却した點に不満足がある。

更に個人的教育思潮に對する社會的教育思潮は人間を孤立單獨の生存者と見ずして、本來の社會的生類と見、教育は社會に於て行はれ、社會は教育によつて、發展するとなし、それによりそれに之の教育を主張する。この派は教育論として、この態度及内容にさしたる誤りも不當も認められないが、教育の條件なる且つ目標たる社會といふ概念は、内容的には畢竟社會的文化でなくてはならぬ。被教育者はかかる文化に對し如何なる關係に立つか殊に密行主義を本質とする現今の行刑の下、かかる思潮を如何に導入するか、私は尙多くの悩みを禁じ得ない。

上述する是等の教育思潮は或は人間を自然的所産と見、無機的、有機的、精神的、社會的事象を同様な法則性の下

に眺めんとし、或は、文化は自然過程を超越したものと理想のみに奔り、この理想は超經驗的、超感量的永遠的なるもので、これによつてのみ人間は自然的形式を超越し得るとするものであり、或は社會のみを眺め又は個人の價値のみに捉れ、個人と社會とが教育目的であるを忘れたものであつて、其の何れをも賛し得ない。

かくてかうした正反對の對立は今や、より高い立場に止揚され新しい綜合的見地が築かれねばならぬ。私は更に進んでこの綜合の核心を各人に於ける自然と規範との配合としての人格に求めんとする人格的教育思潮、直觀と觀念との緊密なる結合としての本質直觀に綜合を試みんとする現象學的教育思潮の概觀を眺めねばならぬ。以上の如き反面的思潮にあき足らずとし經驗主義と規範主義とを綜合し、人間の本質をば物質を超越し自然を支配する所の精神生活に求め、同時に不羈奔放に流れんとする個人主義と動もすれば劃一壓制に陥らんとする社會的見地とを共に訂正し双方の正しき主張を止揚せんとする、シェリングの同一哲學に基き、リンデの宗教、藝術、道德、學問を包括する人格の陶冶を以て教育最終の目的とする。而して人格の力は心情の力である。心情中心の陶冶であらねばならぬ。斯くて教育者の人格的感化を力説せんとする新カント派と同じく理想主義的ではあるが主知的、合理的ではなく情意の方面を高唱せんとし、その人格の觀念を従来よりも明瞭にし教育作用の中核的要素を指摘して居る人格的教育思潮に多くの學ぶべきものあるを知る、されどまだ其の人格の觀念も一般的抽象的であつて個別性、具體性に乏しい。亦教育作用に於ても教育者、被教育者といふ主觀的方面のみに考察を集中して他の客觀的方面を閑却してゐるのがこの派の缺陷と云ひ得やう。惟ふに人格は文化財の攝取受容によりてのみ成長し、文化財は、人格の活動體驗によつてのみ傳達擴充される。されば教育の具體的方法はこの主觀、客觀兩方面の具體的研究を俟つて立案されねばならぬ。

更に經驗論と先驗論、實在論と唯理論、心理主義と論理主義との對立思潮を第三の立場に於て調和統一せんとする企は現象學の開祖フツサールによつて試みられた。其の所説に隨へば現象即ち直觀的な所與に於て觀念を明らかにしようとする。この派の代表的の學者はエルンスト・クリークであるが、吾々が多くの點に於て其の共鳴を咬らるゝものがある、この考によれば抽象的な概念と生々たる直觀とをその交互關係に迄持ち來しそして思惟と生活とをば密關に迄高めんとし教育は共同社會に於ける根元的の文化機能なりとする。

この派の主張は其の統一的な立場に於て共鳴すべき多くのものがある。特に概念と直觀とを統一止揚せんとする立場は次に述べんとする體驗重視の思想が兎角陥り勝ちな主觀重視的な傾向より救はんとする意味に於て客觀的方面、價値觀念を重視する本派の主張は吾々の關心すべき點であらふが、この派の主張せんとする偶然を去つて本質を把握しやうとする仕方は偶然の排除によりては果して眞の生命なり、文化なり、歴史が了解され得るか大いに疑なきを得ない。又教育學上の根本問題たる在と當爲との間隔溝渠は如何にして橋架せらるべきか、教育が文化に迄の教育を意味せんとするもその文化が如何にあらうが、又それが如何にあらねばならぬか亦本學派が教育學と哲學との關聯を無視し教育科學の獨立性を過度に主張してゐるのは、私をしてどうしても首肯せしむるに物足らぬものがある、吾々がこの主張を行刑教導の根本基調とするには今後多くの研究を要すべき點がある、私はここに進んで體驗主義を以て吾々の行くべき教導方法の原理としやうと思ふのである。

二、體驗的教導方法の提唱

斯く私は世界教育思潮の流れを極めて大體ではあるが、一通りの検討を加へた。そして其の何れにも一面的の採るべきものあるを知り乍ら、他面その短所をも見ざるわけにはゆかなかつた。かくして私の到達したものは諸潮流の長を併せ含みその短を補ひ得るものでなくてはならなかつた。

私は曩に、人間とは「動物であり乍ら神にあこがれ、地上性と崇高性とを同時に据えてゐる二重的性質こそその本來の姿である」としたが、吾々人間は單なる肉體的な自然的存在ではなく、亦、肉體を離れた無聲無色の心的實在で

はない。生命を心のみと見るは主観性に捉はれ、之を物のみと見るは客観性に墮する。何れも一種の抽象に過ぎぬ。吾々はかゝる一面性を脱却して全體的立場に立ち物心一如の境地から、人生を眺めねばならぬ。

惟ふに人間生命は生物學的欲求乃至生活力を自己の根柢に有し乍ら、諸々の價値を追及する衝動若くは力が渾然として一體をなした不可抗的前進力であり、知情意の總てが融合一體となり價値に憧れ、目的を追求し、意義を充實して行く全一體である。それは、リットも云ふ如く「生命の流れと價値の彼岸への直進力とが牽制緊張するところに成立つ辯證的發展力」であらう。私はかゝる生命を直接に意識するを名付けて體驗と稱する。それはカント並にその流を汲める人々の云ふ如く、抽象に過ぎず、亦フツサル一派の如く、偶然排除の方法をのみ重視せんとするものでもなく脈々とした具體的現實的の眞紅な血潮が通つてゐるありのまゝのすなほなる姿であり、吾々の主観が客観に接觸する際に主観の奥底より湧出する主客未分の情意に充ちた人格的經驗である。體驗なる語を、それと同意味の語を今獨逸語に求むるなら 吾々は Erleben なる語を見出す。而してその Er なる接頭語は、動詞に強みを増し、且つ、明白なる目的關係を與へるものと云ふ。即ち Leben に對し Erleben は一方に於ては強化であり、他方には目的關係を包含してゐる。この強化のために多くは強き感情關係、自我の強き關與がある。かゝる強き感情關與、自我關與こそ、吾々人生に永續的な影響を與ふるものであらう。こゝに體驗の教育的意義がある。

世間一般には體驗の意味を廣く且つ軽く考へられ殆んど經驗と同意義に取扱はれてゐる。無論吾々の云ふ體驗の中には、現實的なる經驗を含んでゐる。併し乍ら人間は單に實際的な經驗のみによつて生きてゐるものではなく其の心の中には思惟することも意欲することも含んでゐる。實際の經驗のみによらねば、眞の了解が不可能であるとせば吾々の意圖する行刑教導も殆んど不可能なる多くのものがある。然るに吾々は歴史上の出來事や遠隔の地に於ける事物等をそのまゝ反復する事もならず、亦目撃する事もならざるに拘らず、これを同情し、これに同感し、更に之を體認するを得る。即ちこの精神的な超現實的の意味が體驗の觀念に含まるゝものなるを以て經驗が單に外部的客觀的事物を感じ機關を通じて外部より印象づけられるのとは異なる。

生活なる用語も亦體驗と混同され易いものの一つである。生活とは生命の全一的活動であると云ふ活動の形式から云へば體驗も一種の生活である。さり乍ら生活は自己に存するものをあらはして行くことであるに對して、體驗は或るものを目的として持ち、何物かを志向するものであつて、内容と對稱に關係する。こゝに、體驗が單なる價値ではなく、或る價値内容に關する生活であることを知る。要するに、生活が單なる生物的心理的のものでなく、永遠の意義と價値とを創造する全人的活動をなす。こゝに體驗となり得るものがある。

又、直觀なる觀念も體驗と同一の觀念なりと見るものなしとしない。併し直觀のみによつては價値を實現し體驗するといふ事實にふるゝ事が出來ぬ。ベルグソンの一派は直觀のみが事物の眞相にふれ得るものとした。然るに、知識の世界を度外視した教育的事實なるものが有り得るか。直觀に伴ふ反省、動中の靜としての追體驗を通じてこそ、全一の世界に進み得るものではなからうか。

更に體驗と反省とを相對立してゐると考へる考へ方があるが、體驗の過程は、直觀——反省——直觀と進み、體驗が何等かの障礙に出遭つてこゝに問題を生じた場合この境地が反省であつて、體驗と反省とは生といふ根源的事實の中に内在して居り、考察の段階に入つて自我の一なる状態が、見る我と見らるゝ我、主観と客観とに分裂した反省察知の生活、それが更に高地に進めば自然と再び一なる状態の一段高い體驗の世界に入るものである。

さて體驗は、自らの中に生活も經驗も直觀も反省も包含する價値希求の活動である。然らばかゝる體驗は如何なる場合に生起するか。ウイリアム・シュテルンは體驗は自我を對象に關係させると云つてゐるが、私は體驗は自我が對稱に關係する際に生起するものと見たい。アドルフ・ルーデは如何なるものが體驗となり得るかについて「人

間の誕生、死、愛、友情、勞作、自然、逍遙、旅行、講演、儀式、遊戯、試合、音楽、肖像、演劇、讀書、詩、物語等」をあげてゐるが、私は自我がかゝる事物に接觸して、これを經驗することであり、亦、生活することであると思ふ。而もそれは、單に自動詞的生活ではなく、或る事物に接觸し經驗し、生活するもので、客觀に接觸するといふこの客觀性といふことが體驗の重要性と見るべきである。併しこれのみではない。經驗をして體驗たらしむるものは、強き感情關與、自我の關與が要請される。自我の内奥から感情が湧出して來なければならぬ。その感情は神祕的に湧出して來るものであるが、教育的に見れば、此の神祕的に湧出して來る條件につきて種々に考慮せられねばならぬ。西田博士は體驗とは、情意に充ちた人格的經驗であると云つて居られるが、洵に感情の熱度の高まる姿、即ちその主觀性こそ體驗の重要性と見られる。併し斯くの如く體驗に於ける主觀性、客觀性と云ふ如く主客分離的に考ふことは體驗の本領をあらはすには不充分である。主客一體の境地、即ち陶醉性こそ、體驗の重要性であらう。自我の奥底から感情が湧出し、關心の對象を自我の王座に持ち來り自我が陶醉するに至る。自我が對象を深く味ふ境地、これこそ體驗の本體であらう。之を要するに體驗の重要性は、或る事物に接觸しこれを經驗することであり(客觀性)次には自我が對象を深く味ふことであり(主觀性)更に進んで自我がこれに酔ふに至ることである(陶醉性)。單に生くるにあらず、或る對象を目的として生活してゐる事であり、亦單に或る對象を目的として生活してゐることではなくてしみんと之を味ひ、これに酔ふて居る、情熱の火の下にそれを深く經驗することである。かゝる場合に於ては知、情、意は一體となり全人的活動をなす。かく體驗の作用は、全人的な活動であるから單なる知的、情意的なる一方的活動ではなく、思惟と行動、概念と直觀、抽象と具體、個人と社會とを包攝する活動である。従つて體驗の作用を形式的陶冶の對象とする體驗的教導に於ては主知主義、主情主義、主意主義の單なる一面の教導方法に偏するものではなく、全人的行動の生活の上に立脚するものである。而かも單にかゝる主觀的な自己活動ではなくして、價值實

現、意味充實の生活である。而して其の意味志向の方向は、客觀精神としての文化價值全體を目指し、それを生活にまで實現し、充實する。従つて體驗的教導方法に於ては、其の目的及び資料を客觀的文化の全般に之を求め、對象の個性と環境に従つて採擇し、これを對象の體驗内容として、深化、發展せしむることを目的とする。斯くの如く體驗は主觀的には意味志向、價值希求の全人的活動となり、客觀的には文化價值を内容とし、對象とする生活であるから體驗の完ふせられた境地に於ては、體驗作用の主觀的構造は體驗内容の客觀的對象と合致し、主客融合生活の中に、價值が實現され意味が充實せられる。

それ故に體驗的教導方法に於ては、主觀と客觀の對立を統一し、そこに生活の辯證的發展を企つるものである。従つて又作用と内容、個人と社會、特殊と普遍、自然と價值とが一元に止揚せらるゝことを指導の目標とするものである。これを要するに體驗的教導は個性の中に普遍を生かす全人的生活の指導であり、現實を理想化せんとする生活の指導であり、個性を全一的に發展せしめて文化の創造建設に參與させ、以て國家社會に貢獻せしめんとする教導方法であると云ひ得べきものであらう。

然らば、かゝる全一的生命を基調とする教導の實際にあつて、その方法上如何なる點を重視せねばならぬか。細論につきては何れ稿を追ふて述べることにし、こゝにはその中心統制原理とも認めらるべき、具體全一的教導、生活化的教導、個性發揚の教導の點につき簡單に其の要領を述べやうと思ふ。

1. 具體全一的教導

生命體驗の教導は具體全一としての人性を基調として形成せられねばならぬ。私の觀する生命體驗の本質は既に明らかにした様に知情意の渾然として融合した具體全一的のものであつた。吾等の精神は知とか情とか意とか云ふ如き概念的なものではなくかゝるものが總合の状態に内在するのが人間の本質である。故に其の方法も具體的なる知情意一體の全人的活動を重視する。こゝに自ら自然的、社會的、歴史的なものの利用と、それとの關聯に於ての教導方法

が考へられねばならぬこととなるのである。

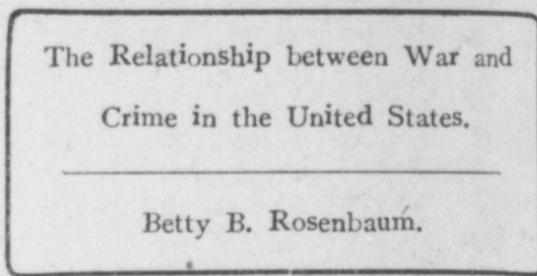
2. 生活化的教導

生命體驗の教導方法は其の生活を基調とし生活の反省に訴へしめることを重要な方途とせねばならぬ。故に行刑教導に於ても、第一に受刑者の生活を指導の出発点とせねばならぬ。何となれば教導は無の中に知識技能の附與を意圖するものではなくして、彼等の有する體驗、生活そのものの上に立つて、その充實をはかることだからである。第二に體驗は別言すれば自我のタート(行)である。體驗とは「生活を生活せしめる」ことに外ならぬ。無論、こゝに生活と云ふのは單なる衣食住の自然生活をのみ意味するものではなく、人格價値の實現であり、意識の本質性を發揮することである。意志を意志することである。其の結果は成る可く行爲、行動に訴へるところの勤勞作業主義等の教導方法が力説されねばならぬ。

3. 個性發揚の教導

人間生活の向上發展は社會生活に於て各人が其の個人的價値を最も多く發揮することが必要であり、そこに社會の健全なる發達が見られ、人類全體の幸福が増進される。而かも人間の個性は、夫々相違し、一を以て他に換ふることの出來ぬ獨自の存在である。かゝる各人の精神構造の關聯の相違からして收得關聯も異り、各種各様の精神生活を營む。従つて此の個性を考へずして其の性能を伸し得ない。故に教導に於ては教導方法の個性化と、個性の教導方法化とを忘れてはならぬ。只私のこゝに警戒したきは個性といふも個人的主觀の偏執に立つ、所謂個人的教育とは自ら異なる。個性の發展は人格の發展であり、孤立體としての個の發展にあらずして、多の中の個としての發展を意味する。即ち普遍性を方法の對象とし媒介として、普遍性を通じ全體の個性を助長すると同時に個人性の中に一般性を活動せしめ、歴史的社會的實在としての、理想現實的なる、體驗的文化人の養成にある。即ち體驗的人格者たるよき日本人に迄の育成にあることである。

北米合衆國に於ける戦争と犯罪の關係



ハーバード大學女子部ラドクリフ・カレッジ教授

ベツテイ・ビー・ローゼンバウム

家庭の不和延いては破綻、犯罪の温床ともいふべきスラム(細民窟)に於ける生活、デプレッション(商況不振

等の如き人心を悪化せしむる社會的並びに經濟的影響の結果は、犯罪の原因を闡明するに當りて、これまで幾度か攷究せられたる所である。上記の諸影響を發生せしめる同じ社會組織の所産にして、恐らく今迄に當然力説せらるべくして左程に力説せられなかつた人心を悪化せしむる社會的現象は戦争である。わがユウナイテッド・ステーツ(合衆國)に於ける戦争と犯罪との關係について解説を試みんとするのがこの小論の目的である。

「ノーマルにせよアブノーマルにせよ、人間の行爲は大部分性格と環境との有つてゐる勢力の相互作用の所産である」(一

北米合衆國に於ける戦争と犯罪の關係

九三一年設置合衆國政府法律實施狀態調査委員の一人ヘンリー・アンダーズンの「犯罪ノ原因」に關する報告。是に於てか、一般社會の安寧福利に頓着なく且つ攻撃的で貪つて飽かざるアンテイ・ソシアル(反社會的)な行爲は人間の性格が社會の氛圍氣によつて次第に悪化せられた結果なのである。反社會的な人間は社會の道義的法則に従つて行動しないことを自分の便利だと考へたのである。しかし、また、往々にして社會はそれ自身の行爲の法則を變じて而して以前は手きびしく罰を加へてゐた行動を平氣で許してゐることがある。「社會には戦争と呼ばれる、マス・ホミサイド(大規模の殺人)が行はれ、侵略と稱せられる、マス・ロツバリー(大規模の強盜)が行はれ、^{エム・パイロヒディンク}帝國建設と呼號せらるる、マス・ラーゼニー(大規模の竊盜)が行はれるのである」(チャールス・トムズン「累犯者の精神

北米合衆國に於ける戦争と犯罪の關係

病學上の研究」(Thompson, Charles B., "A Psychiatric Study of Recidivists", The American Journal of Psychiatry, Vol. 94, No. 3, Nov. 1937. p. 604) 戦争状態の下に在つては、さうなると、以前はクリミナルと曰はれてゐた行動即ち殺害は俄然今や變じて結構な稱讚すべき行動となるのである。さて、戦争が終つて、人々が平和な日常生活の競争場裡へ歸つて行つた時に、戦争状態の下に通用した倫理道德が各人の心の上にその痕跡を留めてゐないといふことは有り得ないことである。

財産に關する人間の概念の上に、著しい目立つた變化が戦争によつて惹起さるゝのである。例へば、英國のポースタル・アソシエーション(少年犯人援助協會)は世界大戦の経験から次のような報告をしてゐるのである。「出征軍の中には同じものを一様に宛てがはれてゐる衣服糧食で生活してゐる多くの青年がある。で、自然、自分の所持品の保存又は他人の所持品に對する尊重の念に關して投げやりな習慣が生じてくるのである。……それがために、平和がやつてくれれば當然これ等のコンデイションに基いて生じた觀念を整理しなければならぬし、と同時に、ノーマルな状態のために考案されてゐる諸々の法律との矛盾衝突がこれに伴つて増加するとは免がれないのである」(Abbott, Edith, "Crime and the War," Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. 9, No. 1, May, 1918) (アボット氏「世界大戦と犯罪」)

War increase Crime?, National Conference of Social Work Proceedings, 1918 (議事録)。

エチ・シー・エンゲルブレヒトも亦この點について、「合法的方法による強奪が一個の立派な技術としてウオア・プロファイティア(戦争成金)、即ち事實上すべてのビック・ピチネス(大社會)によつて公然行はれるのである。露骨な欺詐・ペテンが行はるゝのは稀れではない。今迄嘗つて罪惡の渦中に巻き込まれることのなかつた階級の人々の間にも不法な所爲の擴がつて行くのは毫も怪しむに足らないのである」(Engelbrecht, H. C., "Revolt Against War," New York, 1937)。

革命時に於ける闘争中の出來事に關するソロキン教授の記述は移して以て一般の戦争の場合に宛てはめることができるのである。「殺害又は個人の身體の不可侵權に對する侵害の所爲を防ぐ障壁となつてゐた宗教上、道德上並びに法律上の一切の習慣は抹殺されて了うのである」(Sorokin, Pitirim A., "The Psychology of Revolution")。

チオン・オリバーに従へば、犯罪學者は戦争から一つの重要な教訓を學ぶことを忽にしてゐたのであつて、即ち、強烈な感情の緊張の結果一種の心理状態の生ずることに氣がつかなくなつたのである。「戦争で人を殺すのも平和の状態の下に在つて人を殺すのと情緒的にはさう大した相違はあり得ない」(Oliver, John R., "Emotional States and Illegal Acts") の實例は

北米合衆國に於ける戦争と犯罪の關係

「戦争は平和時に於ける社會道德を發達せしめない。……それは他人の生命財産に對する尊重の念を教へ諭す學校ではない。彼等は新たな人生觀と強暴な習慣とを獲て戰場から歸つてくるのである」(同前)。

「文明社會に於ける生活の一定の慣例準則が忽ちにして中止せられて、人を殺すことが日々の仕事となり、そればかりでなく、勇敢な英雄的行爲の目標とせられ、平和を樂しむんでゐる女子供を恣しまゝに殺戮することが祖國への忠節を抽んずるものとして稱め讃へられる時に、平常時に於ける意味での犯罪を云云するのは殆んど無益であらう」(Parsons, Charles, "The Influence of the War on Crime," 一九一七年アメリカン・ブリズン・アソシエーション年次大會議事録)。

一九一八年度の全米社會事業大會に於て、當時ニュー・ヨーク・ステートのプロベーション・オフィサーたりしブラックマー氏は「戦争は犯罪を増加せしむるや」なる題下に兩者の關係を巧みに言ひ表はしてゐるのである。「戦時中時局に乗じて政治上にも財政上にも己れ一個の私利を營まんとする人々によつて一國の政府が運営操縦されてゐるならば、戦時に於ける犠牲を甘んじ戦費を支拂つてゐる一般公衆に於ける精神的影響は極めて意味深長なものがあるのである。道義の念に薄く、如上の情勢を自己の行動の口實となすに躊躇しない人々の間には自然犯罪傾向は増大して行くのである」(Blackmar, F. W., "Does

ムプロゾーの著書の中に見出さるゝのである。ロムプロゾーは以前兵卒であつた一人の殺人犯者についてのホルツェンドルフの記述を引用してゐるのである。その殺人犯者は、一八六六年の普埃戦争で非常に多くの人の殺されるのを面り視てゐるので、今更一人や二人殺したつて大した影響はないと曰つて自分の犯罪を辯護してゐたのである。(Lombroso, Cesare, "Crime, Its Causes and Remedies," Boston, 1911)。

シカゴ大學のプロスカウ教授が合衆國政府の法律實施狀態調査委員の一人として「犯罪の原因に關する報告」(Report on the Causes of Crime, 1931)に於て、人心を悪化せしむる一般の社會的影響について言ふた所のは移して以て戦争に關しても亦言ひ得るのである。プロスカウ教授は右のレポート(報告)中に、「すべて此等の人心悪化の影響は傳統的な社會に於て一般に承認せられてゐる態度と價值とに全く相反するそれ等のものを創造するのである。此等の態度と價值とは、部分的ではあるが、ピナル・トリートメント(行刑處遇)の企圖する所のものの失敗を説明してゐるもので、時としては、全然これを覆没するに至らしむるものである」と述べてゐる。

(Plossow, Morris, "Some Causative Factors in Criminality," National Commission on Law Observance and Enforcement, Report on the Causes of Crime, 1932)。
ユウナイテッド・ステーツ(合衆國)に於ける戦争と犯罪の

北米合衆國に於ける戦争と犯罪の關係

關係を論ずるに當りて自分の引用した材料は南北戦争 (Civil War) 及び最近の世界大戰に限られてゐるのである。所謂革命期の獨立戦争 (War of Independence) に關しては引用すべき材料は極めて少ないのである。しかし、アラン・ネビンス博士の「革命中並びに革命後に於ける合衆國の各ステート」(Nevin, Allan, *The American States During and After the Revolution, 1775-1789.*) に獨立戦争についての貴重な記述がある。本文の主眼に入るに當つて茲に一部を引用する。ネビンス博士は、獨立戦争の混亂中アメリカ全土を通じてホース・ステイリング (馬盗み) が非常に増加して、爲めにペンシルバニア及びニュー・ジャージーの兩ステートでは犯人を死刑に處すべしとの運動さへ起つたことを記述してゐる。ニュー・ジャージーでは遂に死刑が執行されることになつたが、「しかも其後になつて、ニュー・ジャージーではペンシルバニアよりも多くのホース・シブス (馬盗人) を出してゐるのである」。一七八〇年にはペンシルバニア州は終に二犯以上の馬盗人の前額に HT (Horse Thief の頭文字) の二文字を烙印する法律を通過せしめたのである。一人の歸還戰士は、戦後に於ける南キヤロライナ州の状態を述べてから、「辻強盗は普通の事で、馬泥棒は極めて頻繁に行はれ、爲めに州の議會では、たつた一匹の馬が盗まれたために收獲期になつて食ふものがないといふ哀れな百姓を保護するために、ホース・ステイリングを死刑を

以て罰し得べき犯罪とする法律を可決したのである」と獨立戦争の憶ひ出の記に書いてゐたのである。

次には南北戦争からの材料を拾ひ上げる。先づ第一に見出される事實は、一八六一—一八六五年の間に犯罪の減少したることである。ウイスコンシン州のプリズン・コムミッショナー (行刑局長) は、戦後になつて、戦時中プリズンに於ける受刑者の數は一百パーセント減したと報告してゐる。但し、「それは犯罪が少なくなつたためではなく、有罪の判決が少なくなつたためである」と言ひ添へてゐるのである。

(Abbott, Edith, *Crime and the War*)。イー・シー・ワインズ (有名な行刑實務家) は一八七〇年の第一回の全米行刑會議 (National Congress on Penitentiary and Reformatory Discipline) に於て、「最近の内亂中わがプリズンに於ける收容者は非常に減少をみたのである。これは恐らくは多くの兇暴な人間が軍隊に偏入され、且つ、其他のものは新天地で荒稼ぎをするために軍隊に跟いて行つたる事實に因るものであらう」と報告してゐる。

「しかし、平和が成立してから直ちに犯罪と騷擾は非常に増加してきたのである。それは凡ての生活状態の異常であつた南部に於てばかりでなく、北部を通じて同じ現象に悩まされたのである。而して、北部諸州に於ける新しい犯人の多くは、「ブリュウ (青色服) を着けた」(北軍兵を當時ブリュウと云つ

た) ことのあるものだつたのである (Abbott, E., *op. cit.*)

ペンシルバニア州のイースタイン・ベニテンシアリー (東部刑務所) の職員は、一八六五年の終りの三ヶ月に於て受刑者の大量の送入があり、その大部分は憐れむべき健康状態で、十分の九は戦争で不具となり、精神は頽廢の極に在つたことを報告してゐる。前記の職員は「犯罪の増加を軍隊の解散に歸してゐる」。一八六六年には彼等は前例のない多數の收容を報じてゐる。此等の受刑者の四分の三はこの戦争で戦つたもので、心身共にめぢや／＼になつてゐたのである (Abbott, Edith, *op. cit.*)

一八六六年に於て北部の諸州に於けるステート・プリズンスに於ける收容者の三分の二は陸軍又は海軍に従軍したものと見積られてゐた。一八六七年に於てこの數字は當時の受刑人口の殆んど半數に達したと云はれる。コンネクチカット・プリズンに於ける百七十九人の男子受刑者の内九十七人即ち五四パーセントは軍役に服したものであつた。

イー・シー・ワインズは、一八七〇年の全米行刑會議に於て、「犯罪は激増して、プリズンは到處溢るるばかりであつた」と報告してゐる。

一八六七年に於て起つたプリズン・リホーム・ムーブメント (かんこく改良運動) は當時プリズンに在つた前記の海陸軍の兵士への同情から生れたものであつた。「我等はグラントやシヤーマンや、フートやアラガットなどの立派な將軍の部下に

北米合衆國に於ける戦争と犯罪の關係

在つたカムレイドが勝利のブリュウ・コートをプリズン・ジャケツトに代へるのを見るに忍びない」とはこのムーブメントに参加した或るグループの兵士に對する同情を言ひ表はした語であつた (Abbott, E., *op. cit.*)。ハーバート・シー・パーソンズは、戦争によつて開放された人間の感情とついで今まで國のために戦つてゐた人とを處罰するのを厭ふ心が結びついて内亂直後に於けるリホーム・メトリ (感化監) の創設の運動を助けたのであると報告してゐるのである (Parsons, H. C., *Effect of the War on the Reformatory Probation and Suspended Sentence, Report of Committee 'B' of the American Institute of Criminal Law and Criminology*)

一八六六年の「ノースアメリカン・レビュー」誌は次のように書いてゐる。「過去十年間に於けるアメリカの行刑史に於ける最も著しい出來事は一八六一年に内亂の勃發して以來犯罪の著しく減少したことと戦争の終つた一八六五年四月以來のその激増とであつた。これは豫想せられてゐなかつたことかもしれないが、しかし、實際にかうまでとは豫想されなかつたにちがひない」。

一八六七年三月のペンシルバニア州東部地方のステート・ベニテンシアリー (州立刑務所) の檢閲官の第三十八回年次報告に於て、檢閲官は、「去年一年間に我等のステートに於てのみならず、合衆國を通じて、犯罪の著しく増加したことを深く悲

北米合衆國に於ける戦争と犯罪の關係

しむものである」と述べてゐる。檢閲官は、ペンシルバニアの東部地方の人口増加と一八三〇年から一八六六年を通じて收容した受刑者の數とを比較して次の統計を提供してゐるのである。(東部刑務所は一八二九年に開設されたのである)。

年 度	東部地方の人口	受刑者收容數
1830	755,577	49
1840	1,168,300	139
1850	1,568,737	150
1860	2,000,811	259
1866	2,263,400	364

こんな工合で、東部の人口は三〇〇パーセント以上増加したのであるが、受刑者の收容數は七〇〇パーセント以上増加したのである。

チャールス・ローリング・ブレースは、我々の論じつゝある時期のニュー・ヨーク市のポリス・リポート(警察の報告)から得た逮捕に關する興味ある統計を擧げてゐるが、ピック・ポケット(掏摸)の逮捕數の次の統計は一八六一—一八六五年からの急激の減少と一八六七年に於ける新たな激増とを示してゐる。

一八六〇年代の末にニュー・ヨークの警察は六百九十七軒の娼家(disorderly house)と二千五百七十四人の娼婦の存在を認めてゐるが、これは内端の見積りで、控へ目ではない其筋の人は娼家の數を七百五十七軒娼婦數一萬二千を以て真に近いものとしてゐる。

前記のブレース氏は一方で、戦争開始以來刑務所に收容された女子浮浪者即ちストリートウオーカー(ひつぱり)、プロステイテュウト(娼婦)、宿無しの類の著しい減少を見たことを述べてゐる。少女犯人については、プリズン・レコードによれば一八六〇年には二百十人、一八七〇年には五十九人の收容があつたのである。

女子並びに少年の犯罪の生じた場所に於て更らにその増加を致した事情を理解するためには、ぜひ其内亂後の經濟事情を檢討しなければならぬ。シヴイル・ウオーア(内亂)によつて生じ、戦後にまで引續いて切に感じられた勞働力の不足は多數の女子少年を工場に吸ひ込んだのである。茲處で彼等は戰場から歸還した兵士との競争に對抗しなければならなくなり、延いて賃金の低下を餘儀なくされたのである。當時彼等の賃金は極めて少なく、一週二ダラ半から五ダラまでであつて、生計は悲惨なものであつた。彼等が糊口のために犯罪といふアンテイソーシアル(反社會的)な行動に驅られたのは毫も怪しむに足らないのである。

北米合衆國に於ける戦争と犯罪の關係

年 限	逮捕年數
1861	466
1862	300
1865	275
1867	345
1868	348
1869	303
1870	274
1871	313

少年及び女子の犯罪の方面では、記録は逮捕に於て減少よりもむしろ大増加を示してゐる。例へば、一八六六年の「ノース・アメリカン・レビュー」誌は、一八五七年に於てシン・シン・プリズンに於ける女子受刑者の平均數は八四人であつたが、一八六五年に於ては一六九人に増加したことを報じてゐたのである。ペンシルバニアのイースタン・ベニテンシアリーでは已に夙く一八六三—一八六四年に於て少年犯人の増加を報告してゐる(Abbott, E., op. cit.)

次の表はマサチューセツツ州のカウンティ・プリズン(地方の小刑務所)に於ける女子受刑者の數を示してゐる。

年 度	女子數
1860	2,000
1864	3,500
1865	2,700
1866	2,800

一九一八年この學會(American Institute of Criminal Law and Criminology)の調査委員として前記のパーソンズ氏はこのシヴイル・ウオーアの狀勢を次のように要約してゐる。「少年犯罪は著しく増加したが、これは、家庭狀態の動搖—父及び兄の不在、家庭外に於ける母の勞働及び登校の中絶等に因ることが分かつたのである。女性犯人も増加してゐるのである。比較上非常に多數に上つてゐるのである。成年男子の犯罪は著しく減じ従つて受刑人口も減じてゐるのであるが、これは、勿論、男子の大部分の戦争に従事した事實に歸すべきものである」。

同じ報告に於てパーソンズ氏は内亂後に於ける上述のアメリカの諸狀勢と世界戦争によつて生じたそれ等との間に密切なる類似の存することを述べてゐる。勿論、戦争が自國で起り且つ世界大戦の場合に比して更らに多數の兵が動かされてゐるのであるから、南北戦争後の變動した狀態が世界大戦の場合に比してそのスケールの更らに大なるものあるは何人も期待する所であらうが、しかし、世界大戦後のシーンもアメリカのこのシヴイル・ウオーアに比して決して劣ることはないのである。その證據には、ユーゴー・パム(Hugo Pam)氏は一九一九年に於て其年のこの學會(American Institute of Criminal Law and Criminology)のプレジデント(會長)としてその挨拶に於て次のステートメントを與へてゐるのである。「去年(一九

北米合衆國に於ける戦争と犯罪の關係

一八年)に至つて我等は漸く戦争の終熄を見るを得たのである。イングラントから、フランスから、更に、我國に於ても、種々の統計が蒐集されたが、是れによつて見ると、戦争期間中減退してゐた重大な犯罪は再び社會の前景に横行しつゝあることが分明である。戦争なる人間の活動が多くの人々の場合に於て、適當なる徑路に導き向けられなければクリミナルと稱すべき行爲又は抑制駕御するにあらざればクライム(犯罪)となるべき所爲の遂行となるに至る原始的な熱望並びに堰き止められたエネルギーの解放發散の一方法としてもはや存在しなくなつたのである。……新聞紙は生命の安全と所有の權利が假借する所なく無視せられ危ふせらるゝその方法の人をして愕然たらしむるが如きしかく大膽不敵なる犯罪についての記事を以て滿されてゐるのである。」(C. G. C.)

Journal of Criminal Law and Criminology,
February, 1940.

一篤志家の美譽

下級刑務職員の醫療費は從來とても各自にとり相當の負擔であつたと考へらるゝが、殊に物價暴騰の今日、その負擔はいよゝゝ大なるべきものあるを思ひ、當協會としても、何とかして、これが適切なる對策はなきものかと考慮してゐた折柄、この程某篤志家がこの事情を聞き、手を通じ、金二千圓也の寄附を申し込まれた。依つて當協會としては、右某篤志家の厚意に深謝すると共に、早速感謝狀を贈呈すべき筈であるが、飽くまでも匿名となし、従つて領收書も不要なりといふ寄附者の意向を尊重し、こゝに本誌上にこの旨を掲載報告し、聊かながら感謝の微意を表明する次第である。尙當協會としては、今回の寄附金を下級職員醫療の目的を以て適當に處分すべきことは勿論であるが、更に若し出來得るならば、今後當協會内に、同様の目的を有する施設を設置し、下級職員救済の一助ともしたいものであると考へてゐる。何れにしても、刑務職員の勤勞、生活が、右の如くして漸く社會各方面の理解を得るに至つたことは、刑務界のため

未成年犯罪に就て

——裁判所の組織及び處置方法——

本文は同問題に關し一九三五年國際聯盟の Child Welfare Committee が各國に發せる照會狀に對し、各國が夫々「國際刑法並に刑務委員會」の報告に準じて同問題に答へた原文の中、ベルギー、オーストリアに關する抄録である。

ベルギー

少年保護法(一九二二年五月十五日)は、三つの部分から成つてゐる。第一、兩親の監督から引離す、第二、未成年裁判所送致に關して採らるべき方法、第三、少年の道徳性或は虚弱性に對する犯罪の處罰。未成年裁判所の開廷と未成年者を保護觀察に附することは、かくして第二の問題となる。

1 組織

同法第十一條には「國王は各初審裁判所に一判事を任命する、同判事は、檢事局と協議して未成年犯罪事件を裁判すべ

未成年犯罪に就て

し」と記されてゐる。判事の任期は三年であり、再任され得る。同第十二條には、檢事局代表者と豫審判事 (examining magistrate) 間の特殊關係が規定されてゐる、檢事局の任命に係る一人若くは數人の陪席判事、裁判所長の任命する一人若くは數人の豫審判事が特に未成年犯罪事件を處理すると規定されてゐる。例外的にして當該手段が絶對的な必要性を帯びる場合に限つて、豫審判事のみで事件を處理する。國王は、各控訴院に、『少年判事』の決定に對する上訴を審理する一人の判事を任命する。

2 權能

- 少年判事の司法權は四つの事件に關連してゐる。
 - a 十八歳以下の未成年者がなす乞食及び浮浪。
 - b 十六歳以下の未成年者がなす刑法に規定されたる犯罪(重罪、輕罪、微罪)と見做される行爲。
 - c 十六歳以下の未成年者が、不良、賣淫、賭博に依る生計、或は賣淫、乞食、浮浪、犯罪に陥入る危險ある商業或は他の

未成年犯罪に就て

業務に従事する廉の被告事件。

d 少年の父母、後見人又は保護者が、當人の重大なる不良或は不従順の事由を以て、裁判所に對して親權者としての權能を要請せる事件。

かくて、一九一二年の法律は、判事が矯正手段を企圖しない中に、一定の行動が未成年者に科されることを要求してゐる。教育法が、強制教育に關する少年判事の司法權を擴張した。國民少年組織を設定した一九一九年の法律は、尙一層少年判事の司法權を擴張した。判事は、保護に附され或は養母と生活して、父母、監督者の庇護から遠ざかつてゐる子供に對して、その放任状態に對する保護手段を採らねばならない。

3 訴證手續

單獨裁判といふ事實を除けば、他は普通訴訟手續が適用される。審理期間中、判事は少年の假保護を命令することを得。が、當人の性格が墮落せる場合、或は當人を引受ける個人或は施設が免除せる場合は、假保護は不可能となる。判事は、豫防拘禁として二ヶ月を超過せざる期間、未成年者を拘禁することを、その際、當人に對して特別なる分離處遇が與へられねばならない。

少年判事は、少年及びその環境に關する必要な報告を受ける。少年の肉體的、精神的状態に關して疑ひある時には、判事は當人を觀察に附して醫學考査を受けさせる。後見人は少年に

除の故に判事の介入が要請される場合には、單なる譴責は與へられない。十六歳以下の少年の重、輕罪に該る行爲或は甚だしき道徳的な悪行を遂行せる場合、判事は當人を訓練制度に置かねばならない。醫學的審査の結果、未成年者が精神的、肉體的に甚しく頽廢し、自己の行爲を統制し得ないといふことが判明すれば、判事は彼を行政處分に附し、その状態に適應せる養育院或は特別施設に收容する。

總べての方法は臨時的なものである。少年判事は、自己の意思に依り或は關係者の一人からの要請に依つてその方法を修正する。その採られた方法が、中途に於て變更されない場合、判事は毎三年毎にその決定を検討してみなければならぬ。判事は、そこで被監督者の生活に親近を保ち、彼の宣告の効果を觀察しなければならぬ。その觀察の結果に基き宣告を輕減し或は加重する。

少年判事に依る保護命令 (Orders for boarding out) は司法省に通告され、後者は當人を監督に附する。就業して得たる賃銀は、少年判事の決定せる方法で使用される。行政處分に附されたる未成年者の賃銀は、司法省の決定に基き使用される。少年判事の宣告に附隨する生活及び教育の費用は未成年自身或は資力あれば當人を扶養する義務ある個人に依つて賄はれる、然らざる場合、政府がこれを賄ふ。法律に依つて與へられたる權利を行使する司法及び行政當局は、少年の宗教的、哲學的意見を

未成年犯罪に就て

同伴することを得。

少年判事の決定が少年の住居變更を含む場合は、その決定は當人、両親、保護者或は當人を預つてゐる個人の要請に應ずる。要請は常に檢事局の申請書に依つてなされる。

4 處理方法

刑法は、未成年事件に關して刑の減刑を規定してゐる。一九一二年の法律に依れば、十六歳の未成年の行爲は犯罪に該當しないと規定されてゐる。彼は『犯罪に該る行爲』 "an act amounting to an offence" を犯したといふことになる。即ち、該行爲は成年の場合犯罪に該當するのである。従つて減刑は、『監督 (custody)、教育、保護 (preservations) 手段』に代位されるのである。

判事は少年を譴責し、彼の引受人に引渡して、將來よく監督するやう命令する。譴責はその中に少年を保護觀察に附することを含んでゐる (下文參照)。判事は少年を彼が成年に達する迄、個人、團體、或は慈惠、教育施設 (公私共) に委託することを得。最後に、判事は少年をその成年に達する迄政府の處置に委託することを得、重大なる事件に際してはその期間の延長さへもなすことが出来る。行政施設への拘禁を含むこの方法は、當人を保護觀察に附し得るといふ條件附で命ずることを得るのである。判事は、稀有の例外を除いて、方法に關して自由裁量をなす。乞食及び常習浮浪事件に關し、或は重大なる訓練の缺

尊重しなければならぬ。

上記の方法に對する結論として、一九一二年の法律は『保護觀察』を規定した。第二十五條は、『國立施設に收容されざりし者或は同施設より釋放された者は、その成年に達する迄保護觀察に附される』。監督は、少年判事が、彼の任命せる保護司 (Probation officers) の手を通じてこれを行ふ。保護觀察の目的は、未成年犯罪者を善良なる市民たらしめるにあり、同制度の價値は、それを實施する保護司の價値に依存する。彼等は、少年保護團體、或は公私の慈惠、教育施設から採擇され、特別なる場合を除いて、無俸給である。判事の審理期間中、保護司は少年及び少年の家庭的環境の行爲、徳性に就いて説明される。宣告後は、當人を輔導し、保護觀察期間中當人を監督し、必要に際しては判事の召喚に應せしめるのがオフィサーの任務である。此の目的を以て、保護司は未成年者と接觸を保ち、事情に依つては、當人を監督する両親、個人、團體、施設を訪問する。オフィサーは未成年者の環境、傾向、行爲を觀察し、必要と思惟する際には何時でも、當人の精神的、物質的狀態を判事に報告する、それは少くも一ヶ月に一回行はねばならない。彼等は、未成年者にとつて有益と思はれて手段を判事に提議する。保護觀察の期間は境遇に應じて異なる。

三

未成年裁判所の設立に依つて、一九一九年以來惹起せる未成

未成年犯罪に就て

年犯罪者数が減少したことは確かである。(大戦中、數に關する限り増加してゐた)。經驗は充分に、一九二二年の法律に含まれた實驗の正當性を示してゐる。判事一人の開廷、判事の判決の再検討、控訴權の制限、保護觀察制度、裁判所の權能中に私設團體の參加等に關する疑問が特殊的に生起してゐる。

事件數	一九一三	一九二〇	一九二五	一九三〇
檢事局扱少年事件	一七、一七七	一六、五九七	一〇、五八四	九、七三五
確定件數	一六、六七〇	一六、七七一	一〇、五五七	九、八九二
少年豫審事件數	一〇、三五六	一〇、三三九	七、二一五	七、三三六
少年判事取扱件數	三〇五	九七	一四七	一三八
少年判事決定數	六、〇〇九	六、二八一	三、一九五	二、四一八
免訴數	四、七二二	三、七九四	二、六一六	二、〇八二
譴責(保護觀察を伴ふ)	一、九三六	一、八〇三	一、一五四	七九八
個人預數	三九	一九	三四	三四
團體又は施設收容數	六八一	七二一	三三四	三四二
行政處分數	六六九	五三三	五〇三	三五二

統計は、檢事局及び裁判所の項に於て特に事件數の著しき減少を示してゐる。訴訟手續が採られなかつた一般に重大ならざる莫大な件數が注目されるべきであらう。その大部分に關して、檢事局は警察に對し少年の譴責を指令した。大多數の減刑は保護觀察に附されてゐる。で、此の方法は、少年保護に關する法律に依つて規定された最も効果ある方法の一つである。

尙、未成年に對する多くの事件が免訴となつてゐる(決定の八——一三パーセント)。決定の修正件數は一九三〇年度に於て二、五三九件であつた。修正決定は一般に原判決よりも軽い。その事實は當然、少年を處置する現制度下に於て、少年の改善を考慮してゐることに基いてゐる。従つて、多くの事件に於いて、かくの如き決定に依つて嚴格な方法はより寛大な方法に代位されねばならない。かくて、宣告の免除、或は保護觀察處分に附せられたる事件數は多きを數へるのである。

少年判事の決定に對する控訴は極く稀である。例へば、一九二二年に於ては少年判事取扱未成年者事件四、一〇四の中二三件、一九二三年度は、四、四三六の中二二件がそれであつた。一九二六年一月一日、ベルギー全國を通じて一三、一〇三人の未成年が保護觀察、八五六人が個人引受、一、三四六人が團體

國立施設收容數	七二九	三六〇	三四〇	三〇四
特別施設送付數	四二	二六	五五	七五

或は施設收容、一、二一九人が國立施設收容(六五二人は教育施設、四六七人は特別施設收容)、三六九人は適當な施設に收容された。一九三一年一月一日に於ては、一一、一九七人が保護觀察、七五七人が個人引取り、一、一五七人が團體或は施設收容、九二四人が國立施設收容(五五五人は教育施設に、三六九人は特別施設收容)四八六人は適當なる施設收容となつてゐる。

保護司に對する求人、最初壓制的に成功したが、幾分熱情は直ちに冷却した。これ等オフィサーに依つて遂行されたる任務は有意義にして且無報酬で行はれる。一人のオフィサーは、二或は三人以上の少年の監督を擔任すべきではない。オフィサーの近隣に居住するより以外の子供を、彼に託することは殆ど不可能である。都會に於ては、オフィサーの數は多い、田舎に於ては、オフィサーは得難く且しばしば無經驗者である。判事は有給オフィサーの希望に傾いてゐるやうに思はれる。併しその數は多くない(ベルギー全國を通じて十四人)。

少年犯罪數のカーヴ(檢事局に報告された未成年者犯罪數に基く)は、一九一九年迄は上向線をとつてゐたのであるが、その次年度からは急激に下降してゐる。この下降數字は一に大戰後の經濟状態に基き、他は一九二二年の法律の效果に負ふのである。即ち、墮落し或は墮落しつつある未成年に對する保護觀察並に教育に負ふのである。又、福利施設或は特別施設に於ける觀察にも依るのであるが、觀察の結果は、莫大なる異常件數

を發見するに至つた。最後に、當該少年の生活費の支拂ひを要求する國庫の過度の熱意は、親達か判事の干渉を要情すること

オーストリア

一九一九年一月二十六日の少年裁判所法は一九二八年七月十八日の未成年犯罪者取扱に關する新聯邦法に代つた。此の法律は未成年に關する刑法の再組織と未成年裁判所の發展の下準備をなすものである。

1 組 織

先づ、區裁判所及び地方裁判所は一般に刑法裁判權を持つてゐる。區裁判所は輕罪のみを取扱ひ、一人の治安判事(Magistrate)に依つて開廷される。地方裁判所には數人列席し、通常高等法院判事(Honorary Judge)の資格を持つ二名の判事依り成る(シエツフェン)。犯罪が非常に重大なものか或は政治的な性質を帯びる場合は、事件は十二人の陪審官の陪審を得て裁判される。

未成年犯罪に就て

未成年犯罪に關しては、刑事及び保護管轄區域は相連絡し、判事は特別なる配慮を以て選任される。尙、教育的措置が科せられる場合は、裁判所は未成年保護局 (Jugendamt) 或は未成年裁判所輔導部 (Jugendgerichtshilfe) の意見を徴する。

教育的條件を認識する人物のみが少年裁判所の判事として任命される。前以て保護問題に關する經驗を持ち、心理學、精神病學、教育學上の科學的訓練を経てゐる者が要望される。未成年を包含する事件に裁判官としての權能を持つ判事 (未成年判事) は、最大限の配慮を以て選任される。彼等の氏名は、教育當局、少年福利局、その他同種の團體から提示され、特別なる資格を持つ者のみが、未成年判事を選任するためのリストに含まれることになる。かくの如く、同法に依つて、未成年の事件を處理する權能ある裁判所は、學校教師或は退職學校教師を就任せしめることを得、且同法は現に少年福利事業に働き或は働いた經驗のある者を推薦する。若し、被告が女子なる場合、一名の判事は婦人たるを要す。

未成年判事の任務は、ステイペンダイアリイ・ジャッジ (Spendary Judge) (英國の内務大臣より任命されたる大都府の警察判事) のそれに幾分類似する。一般に、判事はその任務遂行上五日間の開廷を課せられてゐるだけであるが、未成年判事に關しては、彼等の同意なくして二十日以上の仕事に課せられないといふのが唯一の條件である。司法大臣は、同一裁判所

が未成年犯罪と保護問題双方の處理を確保するために種々の手段を講ずる權限を持つてゐる。此の目的のために、大臣は未成年特別區裁判所を設立した。未成年犯罪事件は、常に可能なる限り檢事局 (The Public Prosecution) の同一檢事に擔任さすべきである。

2 權能

ウィーンには特別未成年裁判所が設立されてゐる。

區裁判所 (單獨裁判) 附屬未成年判事の刑事裁判權は次の如し。

a 未成年に依つて遂行された總べての犯罪——即ち、訴訟手續が開始された時、滿十四歳に達し、滿十八歳に達せざる者に依つて遂行されし犯罪。

b 未成年者に對して成年者の犯せる犯罪 (Jugendschutzsachen) として司法大臣命令に關するもの——特に、犯罪者が犠牲者の保護、教育、訓練の責任者であるか、若くは犠牲者が犯罪人の家族である場合にして、小兒或は未成年者に對する猥褻行爲をなし同人達の生命、健康を危険ならしめ、或は肉體的傷害を惹起せる犯罪。

被告人が未成年なる場合、陪審裁判所は政治的犯罪に關してのみ裁判權を有する。他の總べての重、輕罪は、未成年判事の陪席を以て地方裁判所に於て審理される。

未成年判事の數は、他の重大なる犯罪事件に於ては通常地方

裁判所判事の數を超過するのが普通である。後者の場合、未成年判事は主要なる審理に於てのみ治安判事 (Magistrates) として

の權能を持ち、初審裁判に於てはあらゆる事件に裁判官として機能する。區裁判所附屬の未成年判事のなした判決に疑義ある場合、二名の判事及び二名の未成年判事より成る裁判所は控訴申立を處理する權限を有する。地方裁判所の判決が、未成年者を含む事件、主にその刑の確定に關して控訴される場合、控訴院は未成年判事の陪席を以て事件を判決する。陪席未成年判事の數は、かくの如き場合三名である。最後に、未成年判事は、判決不服に非ずして、未成年に科せられる手段の指定又は拒否の決定に對する控訴判決にも陪席するのである。

少年又は未成年者か、適當なる訓練の排除の結果、刑事事件を惹起せる場合、實刑が科せられると否にかかはらず、適當なる保護手段を採用することが裁判所の第一任務となる。即ち當人を或る家庭又は子供の家或は聯邦教育矯正院に委託して教育監督の下に置く。裁判所が斯の如き手段を採擇し得るや否やに關する論争は、法律に依つて刑事裁判所に有利に決定した、但し事件が同裁判所に於て取扱はれ、刑の執行を含む刑事訴訟手續が完成されてゐない場合に限る。上述の如く、裁判所が常に接觸を保つべき未成年裁判所輔導部、即ち Jugendgerichtshilfe として周知されてゐる組織は、少年又は未成年を保護する役割をなす。裁判所は、同施設に彼等を委託して向後の處置に關して

は如何なる手段をも採用させる。

刑事及び保護の司法權を未成年判事と未成年裁判所として機能する地方裁判所に與へるといふ事は、あらゆる事件に於て、未成年に對する刑事訴訟を判決する權能を持つ判事も亦同一事件に關して保護手段を採擇する權能があることを包括してゐるのではない。が、明らかに後者の場合に於てのみ、結合された司法權は萬全の効果を發揮する、而らざる場合、關係裁判所は臨時的處置以外に出でない解決法に到達しなければならぬ。未成年に對する刑事訴訟が提起さるべき犯罪現地の裁判所に關して、同法に依る特別規定が決定された。この規定に依つて、一般規定とは反對に、原則として、未成年保護の責任を負ふ裁判所は又、刑事訴訟手續に關する司法權を持つことになつてゐる。未成年と成年との共謀罪が或る刑罰條文に該當するとしても、それ等の被告人全部に對する共同行爲としての告發は行れない (一般的に言つて)。未成年は分離して取扱はれる。

3 訴訟手續

出來得る限り未成年に對する刑事訴訟提起を防遏する目的を以て、同法は斷乎たる一步を踏み出し、私訴は一切受附けないことを決定した。又、民事原告人 (被害者) が、檢事公訴を待たずして訴訟を提起することも許されない。一般に、訴訟手續が私訴としてのみ提起され得る犯罪を、未成年者が犯せる場合、被害者の要求に依り、被害者の教育的或は他の公正なる關

心が訴訟を正當化し且彼が單に復讐の希望に燃へてゐるのでなければ、検事局は公訴をなす。國家に依る訴訟手續を必要する犯罪事件に關して、検事局は、他の總べての事件に不可欠な法律原則を遵守しなければならない。輕罪事件にして、既に保護手段が講ぜられ、別に訴訟が提起されず、裁判所は單に當人を譴責するに過ぎないと思料される理由がある場合、検事局は該事件の公訴を提起しない。

訴訟手續中に於て、未成年者の家庭、社會的環境や、當人の肉體的、精神的狀態を決定したあらゆる事情に關する審理が行はれる。裁判所はこれ等の審理を、未成年裁判所輔導部や「Jugendgerichtshilfe」として周知されてゐる組織に委託する。これ等の團體は又、當該未成年を監督し、採用された方法の効果を觀察し、訴訟手續期間中當人を保護する責任を負ふ。

重・輕罪事件に關し、未成年犯罪者が一人の辯護人も有しない場合、裁判所は、全訴訟期間中當人に辯護人を與へなければならぬ。當人が辯護費用を支拂ひ得ない場合裁判所は辯護人を指名し、辯護人は無料辯護をなす。矯正的犯罪事件に關して、法的代理人が刑法條令中に包含されて居るか或は法定辯護に對する他の重大なる事由が存在する時は、辯護人は主要審問並びに控訴訴訟手續に意見を述べる責を負ふ。かゝる場合、辯護士 (Barister) 以外の者が辯護人として指名される。

ることを得。

4 處理方法

現行の未成年犯罪者取扱法は、未成年者に確定刑期の宣告を適用せる刑法を完全に變革した。第一の部分は教育に充てられてゐる。多くの點に於て、一九二三年の未成年裁判所に關するドイツ法に類似してゐるが、或る點に於ては遙かにそれを乗り越えてゐる。

刑事責任は、滿十四歳迄は發生しない。小兒 (滿十四歳以下) は無責任である。もしも小兒が、適當なる訓練の缺除からして刑法を犯せる場合は、既述の教育的手段が適用されねばならない。

犯罪を犯せる當時滿十四歳に達し未だ十八歳に滿たざる者——刑法定義の未成年——は、成熟の度合が不確定な一群を成してゐる。彼等の責任觀念は、夫々個々の場合に就て考査さるべきである。特別なる理由として、彼等が犯罪行為の非合法性を認識せず従つて自己の行為を規正する能力なき場合は、彼等を刑罰に附すべきではない。斯の如き場合、必要に際しては、少年の事件に關して教育的方法が科せらるべきである。責任能力ある未成年者の刑罰は、成年犯罪者よりも寛大なるを要す。懲役制 (Kerker) は普通禁錮 "ordinary imprisonment" "Arrest" に、無期禁錮は十年間の禁錮に變更される。假禁錮 (Temporary Confinement) を含む總べての刑罰の最大期間は二分の一に減

未成年犯罪に就て

釋放、判決宣告その他重要な決定は、被告未成年者又可能なる限り當人の法的代理人にも通告されねばならない。後者は主要審理に出席し、被告人と同様請願書を作成する。法的代理人は又、被告人自身の意思に反しても控訴を申立てることを得。未決拘禁 (Custody pending trial) は、未成年者を或る施設又は信用ある家庭に委託する等他の手段が不可能なる場合に於てのみ宣告される。獨居が當人にとつて有害であり且當人が他の受刑者と何等危険なく暮らして行けるならば、獨居制には附されない。未成年は成年より——特に彼等が有害な影響を與へる虞ある場合——隔離される。此の隔離は、未成年者の條件に據り例外が認められない限り、通則である。彼等が拘禁に處せられてゐる期間、未成年者は作業に従事し、教育される。

未成年犯罪に關しては、被告人が出頭しない場合、權利喪失の條件 (under penalty of nullity) で主要審問は開始されない。これは、即決命令 "Strafgebot" の略式手續にも適用される通則である。

併し、被告人の出頭は、事件の審理に關して必ずしも不可缺の條件ではない。被告人にとつて有利と解釋される場合、例へば被告人の肉體的、精神的缺陷に關する審問が行はれる場合は、判事は當人を除外して辯論させる。個人的立會人は未成年者の利益 (彼が犯罪被告人であらうと、或は被害人或は脅迫された者であつても) を慮つて、判決宣告に際してもこれを命ず

刑される。法律に依つて通常處刑に附隨する不愉快なる結果は惹起されない。判決の取消は容易に行はれる。裁判記録に書き込まれてゐる宣告文 (未だ取消されない) は至つて簡單である、警察監督は科せられない、國外或は國の或る地方からの追放——例へば外國人犯罪者に關しては、原則的に國外追放が取て命ぜられるのであるが——は廢除される、未成年者をその常住地から移すことは、精神的に有害なる作用を及ぼすからである。

これ等の義務的規則は例外として、同法は廣汎な裁判所の自由裁量範圍を認めてゐる。微罪事件の取扱に於て、裁判所は當該未成年者を譴責するに過ぎない。裁判所は又、小額の罰金 (a small fine) 或は短期禁錮刑を科する代りに、彼を教育責任者或は學校の訓練に託することを得、その場合、その教師がその權利を合理的且効果ある方法で行使するといふことを條件とするのである。斯の如き場合に於て、未成年者は有罪宣告を受けるが、刑罰は科せられない。

尚、同法は宣告延期を導入してゐる、未成年者が有罪の場合、確定禁錮或は罰金の科刑は一年から五年の間猶豫される。同時に、累犯防止の訓示がなされ、未成年者は保護觀察 (Schutz-aufsicht) に附される。有罪延期宣告は上述の教育方法と結び付けられる。法律或は當該未成年の何れの側にも害を及ぼすことなく、刑の確定或は執行が除かれ得、或はそれ等の方法が上

未成年犯罪に就て

述の教育手段に代位され得る場合、裁判所はこれ等の方法を採擇しなければならぬ。観察期間が満足すべき結果に終つた際、有罪宣告は取消されて効力を失ふ。これに反して、観察期間中に於て、教育的方法を以ては改善され得ないことが判明すれば、刑は確定し執行される。

この宣告猶豫以外に、未成年裁判所は或る條件を以て刑の執行を猶豫することを得る。此の刑事訴訟手續は、既に一九二〇年七月二十三日の法律に依つて導入され、罰金或は禁錮刑を執行さるべき未成年に對して適用される。その際實刑を科するよりも單に刑を以て威嚇する方がより適切であるといふ裁判所の意見を條件とする。この際は、有罪宣告は現に確定してゐるのであるが、観察期間を満足に経過すれば、宣告刑は將來に互つて執行されないといふ効果を持つものである。

最後に、同法には相對的不定期刑の宣告が導入されてゐる。この宣告の特長は、禁錮を含む刑が科せられ、その刑期は不定であるといふよりも、ほゞ當該未成年の改善に必要な期間に該るといふべきであらう。その場合、裁判所は單に、確定刑期の決定に適用される規定に準じて、刑期の最高、最低を宣告するに過ぎぬ。最低期間が満了すれば、他の科せられた條件が満たされてゐる限り、當未成年者は保護觀察釋放に附せられる。刑の執行に際して同法は未成年を預る者は教育的資格を有すべきことを要請してゐる。彼等は心理學、精神病學、教育學の

期の三分の二を経過すれば保護觀察釋放に附される、その際、その刑期が六ヶ月未滿ならず、自由を有効に使用すると信ずべき明らかな理由があり、その最大能力を以て受刑したことを條件とする。彼等の教育、生活に對して何等の準備もなされてゐない場合、彼等は保護監督を受ける。累犯防遏と正當なる生活手段を得るために、種々の方法が採られる。この事は、『少年裁判所輔導部』(Jugendgerichtshilfe)として周知されてゐる組織に對する他の重要な活動分野である。

刑法規定の科刑がますます減少してゆくといふ事實は、適切にして効果ある教育的手段を必須ならしめる。經驗によれば、家庭、各種の地方施設、自治體施設に於ける教育、或は私設教育團體の事業も不適當であることが分つた。若干の場合、結果は凡そ満足すべき状態とは縁遠いものであつた。そこで、法律に依り聯邦未成年施設を設立することが最重要な形勢となつて來た。事實、聯邦施設が少年及び未成年用に建設せられ、兩性の施設は分離されてゐる。これ等の施設は、司法大臣の直轄下に在り、教育の必要ある少年及び未成年犯罪者を收容する、それ等未成年者達は他の施設に入所させられない、或は引續き一施設に收容されず、或は特別なる理由に依つて裁判所がそれ等施設への入所を勧めない者である。

未成年者及び少年は、彼等の教育に必要な期間同施設に收容されるが、二十歳を超えると收容されない。彼等は大部分、園藝及び農業に就役させられる。

未成年犯罪に就て

知識を有することが望ましいとされてゐる。禁錮を含む刑の執行目的は、未成年者に自制と勤勉と法律の遵守を教へるにある。刑期がそれを許すならば、彼等は職業訓練を受ける。未成年者は親切に慎重に處遇され、彼の自尊心は尊重され、改善のために努力が拂はねばならない。定期的な訓示が行はれ、肉體的成長は體操、スポーツ、ゲームを行つて確保される。

未成年者を成年者より分離することは困難に逢著してゐる。幾部分は、未成年者専用の施設、普通監獄の特別區、或は未成年者のみを處理する裁判所監獄——此の種の一少年監獄 (Jugendheim) はウイーンの未成年裁判所に附屬してゐる——或は未成年者のために特別装置の行はれてゐる普通監獄に收容される。受刑者は滿二十一歳迄、場合に依つては二十四歳迄同所に收容される。國立監獄に收容しない一ヶ月迄の禁錮を含む刑は、聯邦司法大臣が適當と認める他の施設(私的なものでさへある)に於ても執行される。

通則として獨居拘禁は行はれない。當人或は同囚の状態が此の手段を必要とする場合に限つてのみ獨居拘禁に處せられる。受刑者が、肉體的・精神的異和、或は他の理由から特別處遇を情願する時は、醫學的或は醫學・教育學的考査が行はれ、特に教育、職業訓練、戶外運動、食事に關して適當な處遇が與へられる。

一九二〇年七月二十三日の法律に據り、未成年者は、判決刑

三

未成年裁判所に關する新法律が、一九二九年一月一日から効力を發生した。その時より約三年を経過した。その期間は餘り短いので、吾々は正確に新法適用の結果を評價することは出来ない。官廳犯罪統計は未だ一九二九年の分が利用されるに過ぎない。(Zahlenmäßige Darstellung der Rekrutierung, 聯邦司法大臣公刊、第十四卷)。次の表は、一九二九——一九三二年の概數を與へる。

年次	罪刑	受刑數	未成年者の比率
一九二九	重罪	一、二二八	一三、七二七
	輕罪	一一二	一四、八五五
	總計	三、九〇九	一、三二六
一九三〇	重罪	一、三〇七	一四、四六二
	輕罪	二二八	一五、五二八
	總計	五、〇五九	一、四四三
一九三一	重罪	一、二七二	一四、一八〇
	輕罪	二七六	一五、四五一
	總計	四、四七〇	一、六三九
一九三二	重罪	一、一四〇	一六、七九六
	輕罪	二二二	一六、八三五
	總計	四、〇三五	一、〇二六
一九三三	重罪	九〇四	一六、二九六
	輕罪	三三四	一七、二〇〇
	總計	三、五三三	一、三〇九

未成年犯罪に就て

重罪	七六六	一八、六四二	一九、四〇八	三、九
輕罪	六六六	二、八六六	二、九三二	二、三
微罪	二、二九一	八二、八九五	八四、四八六	二、七
總計	三、一三三	一〇三、七〇三	一〇六、八二六	二、九

これ等の數字と、その前年の數字とを直接比較することは出来ない、その理由は、新法に於ては十四歳に達しない犯罪者は處罰されず、従つて計算されてゐないからである。併し上記の諸數は受刑未成年者數の低下を示してゐる。検事局が多くの場合に於て微罪公訴を手控する權限を行使したことが現れてゐる。

表に見る如く、輕罪は未成年犯罪に於ては大した役割を果してゐない。一九二九年の未成年者犯罪の分析に依れば、重罪の中、竊盜か第一位(重罪の中七三パーセント)を占めてゐる。猥褻罪は比較的高率(一五パーセント)である。重・輕・微罪を合して、竊盜及び横領(embezzlement)は四六パーセント、殺人及び傷人は一〇パーセント、道德犯(Offences against morals)は五パーセントである。未成年者にして、單なる譴責、或は責任ある個人や學校の訓練に委せられる者は非常に稀有の場合に屬する。他方、宣告猶豫の上訴は屢く行はれた——例へば、道德犯罪に就ては一六パーセント、財産犯罪に就いては四八パーセント——數犯罪に於ては三三パーセントがこれに該當する。尙多くの場合に於て、條件附刑の執行猶豫が採られてゐる。未成年者が無條件拘禁を宣告せられた數と、有罪全數間の

比率を探つて見るならば、五人に一人が重罪、六人に一人が微罪の割合で此の處罰を受けた。官廳統計は未だ此の未成年裁判所法實施の結果を明示してゐない。

一九二九年に於けるウイーン未成年裁判所附屬の上級検事局(the Senior Public Prosecutor)の提供せる資料に依れば、同所の宣告せる執行猶豫數は、前年と比較して約一〇パーセントだけ低下した。未成年者とその兩親達か、この執行猶豫を餘り寛大過ぎると見做し、釋放として考へる傾向あることが憂慮されてゐる。同法の公布以來、二ヶ年を経過したが九パーセントが處分取消を必要とされた。執行猶豫は、しばしば聯邦教育矯正院收容と連關してゐる。未だ決定的批判をすべき時機ではない。執行猶豫の司法處分は將來有望であるかに見受けられる。併し、好結果を得たと思はれる不定期刑の選擇が問題となる。未成年に因り無責任であると宣告された事件は非常に稀である。未成年の處理事件に關し、保護判事(The Guardianship Judge)が刑事判事としての權能を持ち、單獨裁判をなし或は裁判に陪席すれば、その効果莫大なりと思はる。要約して、新法律は満足な結果の提供を希望するに充分な理由がある。

江戸時代の行刑(一)

捕具刑具拷具を中心として

平沼文男

- 一、總論
- 二、徳川時代の捕具
- 三、徳川時代の刑具 (以上本號)
- 四、徳川時代の拷具
- 五、結論

一總論

紀元二千六百年の記念事業として東京拘留所内に行刑參考品を陳列する記念館が建築された。稱して溫知院と謂ふ、これは谷内所長が溫故知新の古語より引用した名稱で古い行刑の足跡を温ねて新しい行刑の道を知らんとするの意に外ならない。本稿は其參考品の整理をなすに當つて主として陳列品の説明の爲めに書いたもので誠に杜撰極まるものである。江戸時代の刑罰に就ては他日系統的に書いて見たいと思つて居る。従つて本稿の荒削りの順序の前後して居る點に就ては特に御宥恕を乞ふ次第である。

江戸時代の行刑

我國の刑政に就ては應仁の亂以後は群雄割據の時代であつたから其政治等も夫々國々によつて相異つて居つたものである。従つて聽訟斷獄の制度も統一されてゐなかつた。それが徳川時代になつて専ら意を治道に求め、刑制の一日も忽がせにすべからざるを悟つて漸次刑制に關する規定が出来たのである。是より先元和元年には公家條目及び武家諸法度の制度が設けられたのであつたが、それは唯形式だけで單に律意を飾るのみであつた。然るに寛永年間即ち徳川三代將軍家光公の時代に於て始めて評定所と言ふものを設けて奉行を置いて訟獄を掌らしむる様になつた。これが徳川氏の刑法發達の端緒をなすものである。其後漸次古律を明め或は明律を參酌して寛保年間に其大體が規定された、本稿は當時の典刑を基礎として捕具刑具拷具に大別して刑罰執行の概要を説明したものである。而して是等の刑罰は大抵江戸小傳馬町の牢屋敷に於て執行された。小傳馬町の牢屋敷は延寶五年に常盤橋門外より移轉したもの

江戸時代の行刑

で、其後明治八年五月牛込の市谷谷町に移轉さる前迄凡そ二百年間の牢屋である、總面積は三千六十餘坪、其南隅には牢屋奉行石出帶刀の役宅があつた。獄舎は揚り座敷、揚屋、大牢、女牢等に分れ、安永四年になつて更に百姓牢を増設して都合五種の牢獄となつたのである。切腹、斬罪、黥、門前敵等は何れもこの牢屋敷で執行した。

二 徳川時代の捕具

其一、長脚鎖

これは刺股とも琴柱棒とも言ふ。

江戸時代番所の三ツ道具の一端で喉頭を押すに使用したものである。

其二、鋏

これは袖搦とも狼牙棒とも言ふ。長脚鎖と共に三ツ道具の一である。

其三、突棒

これは鐵把とも撞木とも言ふ。鋏と共に三ツ道具の一である。

これ等は何れも捕吏の犯人捕拿の捕物道具である。



十手は徳川幕府の頃捕吏の常用した犯人捕拿の道具の一である。正式のものは長さが一尺五寸餘であつたが、其後人々の好みによつて形状大小等が一定して居ない。鐵製の棒が最初に出来たもので、漸次丸形とか六角形等の眞鍮製のものが出来たのである。側について居る鉤は刀劍の切込みを防ぐのに用ひたもので、其の鉤の作りも一定してゐない。深いのもあり浅いのもある。眞鍮製の十手には磨きをかけたなり又は燻しをかけたものがあるが、形状の小さなものは主として上級の捕吏が指揮用として用ひたものである。この眞鍮製の十手は概して鉤が狭い、そして其柄に總紐を垂らして紐色の赤紫等の色合によつて捕吏の所管を區別した。次に十手の種類について少

しく述へることにする。

イ、無鉤十手

この十手は鉤がなく、柄頭に回轉しない鎖がある。十手の原始的のもので、十手が鉢割より分化した最初の形である。

又、鎖・鎌

これは鎌の柄の一端に鎖をつけてあつて、其の鎖に附いて居る分銅を振り込んで敵又は犯人の武器兇器に捲きつけ、引寄せて鎌で首を掻く、又は分銅で犯人の頭部や頸部を攻撃するのである。江戸時代の初期はこれも犯人捕拿の用にしたものである。

ル、龍 吒

これは錠を鎖の先へ附けたもので、古くより用ひられた武器であつたが、江戸時代中葉には専ら捕具の一種として使用された。

ヲ、鉢 割

これは桶公の創案であると言ひ傳へられて居る。溫知院に所藏せられて居る鉢割には、應好補正成、五郎入道正宗造之、大垣住兼氏模之、と刻記してある。最初は甲を割ると言ふ意味で造られたものが漸次十手同様に用ひられたのである。

ワ、鐵 扇

鐵骨の扇で疊む形に造つたもので、儀式用携帯用の扇子を武器として利用した、それが江戸時代に入つて十手同様に使用せられ、或は災厄を防ぐに用ひられたのである。

カ、軍 扇

軍陣に於て軍を指揮する扇であつて、我國に於ては兵亂時代より捕方大将の指揮用の扇で親骨が鐵で出来て居る。これも

江戸時代の行刑

これは幕末の頃江戸の町方與力松浦榮之助が愛用したもので當時の町奉行遠山左衛門尉より恩賞の品で總銀張平方七寸程のものである。
ハ、如意 十手
これは變形十手で如意を兼用するもの、
ニ、矢立 十手
これも變形十手の一つで筆筒一尺三寸、矢立用として十手に兼用するもの、
ホ、サーベル 十手
これはサーベル型の十手である。
ヘ、朝鮮 十手
朝鮮に於ける捕拿の具で鐵製の棒を輪を以てつなぎ自由に活動の出来る様になつて居る十手である。
ト、鎖 十手
これは投げ十手で鎖先の分銅で犯人を威嚇し或は犯人に強く當てゝ倒すので、十手同様捕吏の使用したもの、
チ、手鍵 十手
手鍵の様な形の十手で、非常捕物に用ひたものである。
リ、折 疊 鎌
刃がナイフの様になつて居つて疊むことが出来る、柄は檜材に鐵の筋金を入れて作つたもので、鳶口にも用ひられ逆に持てば十手としても使用の出来るものである。

江戸時代の行刑

其後十手同様に使用された。十手の種類に就ては他にもあるが、大體以上述べた様のもが多い。

十手の使用法

十手の使ひ方は犯人が抵抗して来る様な色のある時十手で先づ犯人の右腕を打つ、そして利腕を扼して捕縄をかける。或は刀を揮つて迫る者に對しては之を鉤にて防禦する。江戸時代の捕り方は實に巧みに十手を使用したもので、兇器を防せざるがら犯人を逮捕した。或は十手の先に長い細繩をつけて十手を庭園内の樹枝に搦みつけて之を傳つて忍び込むにも用ひた。元來犯人捕拿の法は清の人陳元寶と云ふ者が來朝して傳へたもので、日本在來の忍びの術を十手に應用したものである。

三、徳川時代の刑具

其一 磔鎗

江戸時代の磔刑に使用した鎗である。此の鎗は鋒先が非常に長い鎗で、鋒先だけでも二尺五六寸から三尺位ある、それに柄の長さが二間もある。

此の鎗は磔刑を執行する時彈左衛門より差出すものである。次に磔刑に就て大體を述べる。

御定書百ヶ條には左の如く規定して居る。
従前々之例

人を引廻した上（引廻しに就ては後に詳しく述べることにす）刑場に到看すると下働非人六人が刑人を馬より下ろして此の罪木即ち磔柱の上に仰向けに寝かせる、そして両手兩足を例の上下の貫に縛りつける。

次に刑人の衣類を左右袖脇下より腰の邊り迄切り破つて、胸の處へ左右より捲きつけ、三ヶ所程繩にてイボ結にする、其上に腰繩繩と云ふのを掛け、罪木に縛りつく、兩手は各々二ヶ所宛上の貫に縛りつけ、足は足首の一ヶ所宛下の貫に縛りつけるのである。斯様にして縛り終ると手傳人足十人程、此の刑人を縛りつけた、磔柱を起こすのである。そして三尺餘程穴を掘つて埋める。その用意が出来ると、彈左衛門手代より檢視役に向つて準備終了の旨を言上する。すると檢視は同心に命じて刑人の名前を呼び上げ即ち人違ひなきや否やの訊問をなし、確めたる上彈左衛門に差圖して處刑にかゝらしむるのである。すると突手の非人六人が白衣股引脚絆尻端折と言ふ服装で繩襪をかけ、二人が鎗を持つて立上り左右に分れ、刑人の眼前に於て「カチリ」と鋒を交ゆるのである。之を「見せ鎗」と稱す、次に他の一方の非人が刑人より正面二尺程去つてアリヤノと聲をかけながら、一本素突をする、そしてこれを引くや他の一方が身體を構へて脇腹より肩先迄力一杯に突くのである。鋒先は肩から一尺位出る、そして一捻り捻つて之を抜く、すると他の一方が同様にして突くので

江戸時代の行刑

一、磔
淺草品川に於て磔申付在方は、致悪事候處へ差遣候儀も有之科書之捨札建之三日の内非人番付置、但し引廻又は科に寄不及引廻田、畑、家、屋敷家財共缺所、とある。

此の缺所とは附加刑であつて、磔刑が主刑であり之に附して行ふ刑である。

動産不動産の沒收刑である。
其の執行手續に就て述べることにする。磔柱の構造は男と女とでは多少相違して居つた。男用は柱の中程の處に長さ七寸程の棒が出て居て之に腰をかけさせ、足を擴げて大の字なりにした。女用は斯様なものはなく、下段の方に直徑一尺程の圓形の臺があつて、其の上に立たせたものである。即ち十字形にした男用の磔柱の構造をもつと詳しく記せば材料は梅の木である。そして五寸角の長さ二間の材木を地下に三尺程埋めて、地上は一丈餘位に立てる、そして上から一尺程下つたところに巾三寸厚さ二寸長さ六尺の貫が一本ある、それから二尺程下つたところに巾三寸厚さ二寸長さ七寸の腰掛が突起して居る、それから又九寸下つたところ地上よりは六尺位のところに巾三寸厚さ二寸長さ六尺の第二の貫がある。そして磔刑執行の方法はどう言ふ順序でやるかと申せば、刑

ある。捨るわけは血が柄の方に傳はつて來ないためである。大抵の人は鎗を見せただけで氣が遠くなると言ふ。然し非人は遠慮なく左右交々二十四五回より三十四五回突く。突く度に鎗についた血を案で拭ひとる、其慘酷のことは實に言語に絶する。中には剛膽のものもあつて、曾て河内無宿の貞藏と言ふ極悪非道の大罪人があつたが磔にかゝる迄はジツとして目を閉ぢ黙つて我慢して居つたが、鎗で一突き突かれるや兩眼をカッと開らき、檢視其他の者に目禮した後泰然自若として絶命したと言ふことである。

又酒造藏と言ふ男は酒に酔つてこれは檢視の役人のお情けで役人の自費で茶をのましめると稱して酒を與へた様なことがあつたらしい、磔臺にかゝるまでは眠つて居り、一突き突かれて目を覺まし大聲を發し、二度目の鎗にはベツと唾をかけた「モット確り突け」と叫びながら其の鎗に突かれて絶命したと言ふ。すると此時に彈左衛門が死骸を改め檢視に伺ひを立て前の突手に命じて咽喉を右より突かしめる、これを「止め鎗」と稱す。そして死骸は其儘三日二夜獄門と同じ様に晒しておく。獄門に就ては後に説明する。此の磔刑に使用する鎗は前に申述べた通り彈左衛門より差出すのであるが、引廻の時使ふ朱鎗は南北の奉行所のものである。次に鹽詰死骸磔と言ふ磔刑がある。此の刑は存命ならば磔に遭ふべき者が病氣等にて牢死した場

江戸時代の行刑

合は其の死骸を鹽詰として保存して置き本刑を宣告し、刑の執行日には其の桶より首だけ出させて非人に昇がせて刑場に運び出し、恰も生ける場合と同様に磔刑を執行するのである。従つて死したる後も言渡されたる刑を免れることは出来ぬと言ふわけである。次に磔刑執行當日準備すべき品は

- 一、罪木柱柵長さ二間の五寸角、横木の貫
- 一、胴繩及腰繩
- 一、幟 一本
- 一、縦六尺札一枚 打釘杭共
- 一、番小屋 一ヶ所
- 一、箒 薪 七十把、但二夜分
- 一、蠟 燭 十二挺、これは彈左衛門入用のもの
- 一、突 鎗 二本、彈左衛門方より差出す

- 磔刑執行當日の人足等
- 一、御仕置場所警固 彈左衛門手代二人
- 一、同棒突 矢の者六人
- 一、同番人 矢の者六人
- 一、刑人取扱並磔突く者共 下働非人六人
- 一、非人共の差配人 善七代り二人
- 同 夜 矢の者六人
- 一、上番人

一、下番人 非人六人

二日目

一、上番人 矢の者六人

一、下番人 非人六人

同 夜

一、上番人 矢の者六人

一、下番人 非人六人

三日目

一、上番人 矢の者八人

一、下番人 非人六人

大體に於て磔刑の様は以上の如くである。日本に於ける磔刑に就ては上古の史實は不明であり、中古の律令にも明らかでない。平安朝末期以降の書物に散見して居るのであるが、これを見ると、本刑は平安朝末期より行はれたものと見てよい、其後政權が武門に移つてから次第に刑罰として生きて居る者を刑架に登せて突き殺ろし、又は屍を開帳したり、乾枯せしめたりすることが行はれたのである。平治物語に永暦元年源頼朝が長田忠致景宗の兩人を逆磔に處したことが書いてある。養和元年河野通信が高繩城に於て西寂を磔にしたことも有名である。室町幕府時代の事實に就ては明らかでない。そして後に至つて人質の老若男女に對して磔刑を執行したが、段々本人のみならず家人近親迄連坐して本刑を執行する様になつた。永録年間長

江戸時代の行刑

篠城に於ける鳥居強右衛門の磔、豊臣秀吉が奈良に於て高利貸數十名を磔にしたことも歴史に見受けらる。寛永三年大久保相模守が切支丹吟味役になつて異教者に對して磔及牛裂の刑を行つたこともある。其頃七十餘名を召捕つて品川沖に逆吊して水磔に處した。その法は沖に罪木を立て之に刑人を逆吊すると、汐の満つる時は首より下肩を越して汐水にひたる、息をもつけず苦しむ又汐の引く時には顔が腫れ上つて全く人相が變り此世の人とも思はれず、八日間生きて居つた者があると言ふ。慶安四年鈴ヶ森に於て丸橋忠彌の母妻子の磔延寶七年鈴ヶ森に於ける平井權八の磔は特に有名である。

徳川時代磔刑に處せられた者は大體次の様なものである。

- 一、關所破り 關所破りを案内したる者
- 一、捨子金を附けて貰らつた子を捨てたる者
- 引廻の上磔
- 一、姦 通 引廻の上磔
- 一、親主人を重罪ありとして訴人(誣告)したるもの
- 一、似金を造つたもの
- 一、人を殺したるもの
- 一、主殺ろし
- 二日晒一日引廻鋸挽磔
- 一、主人を傷けたるもの
- 一、親殺ろし 引廻の上磔

一、師匠殺ろし

然しながら磔罪は明治元年十一月十三日の達しによつて廢止となり、遂に明治三年新律綱領の頒布により全廢さるゝに至つた。

次に外國に於ける磔刑に就て極く簡單に説明する。

磔刑は洋の東西を問はず行はれた刑である。猶太や羅馬に於ては磔柱の高い程刑が重いものとされて居つた。希臘に於ては架上の罪人を突き殺ろさず餓死せしめて屍體が腐敗して自然に落下するまで其儘取卸さず平素市内各所に晒して置いて一般豫防に供したと云ふことである。主として追剝海賊暗殺贖造奴隸等の犯罪者に對して適用された。

又奴隸に對する磔刑は言渡をしてから革で鞭つそして次に頸及兩手を鐵又の先に縛つて其の柄をとり毆りながら市中を引廻はすのである、尙其の上に苦痛を増し歩みを早める爲めに行刑者或は見物人が針を持つて刑人の膚を刺すかくして郊外の練兵場等に用意された刑場に連れて行く、次に素裸として磔柱に登らせ餓死せしめ腐敗落せしむと言ふことである。又は尖柱を立て肛門より口中に貫ぬく一種の串刺にしたりY字形X字形T字形の罪木に縛つて刺殺ろした。フランスに於ては磔刑を行ふに當つて猛犬を繋いでおき之を鞭つて罪人の面を噛ましめた。然しこれ等の刑罰は十八世紀後半十九世紀初めよりその跡を絶つに至つた。土耳其に於ては強盜殺人罪に對し磔刑に處した。

江戸時代の行刑

それは刑架に縛つて弓で刑人を射殺する方法であるが、これも亦十九世紀中頃廢止された。

印度に於ては夜間賊をなした者は王命を以て其兩手を切斷し次で鋭い投槍を以て殺すべしと云ふ條文がある。

支那に於ては特に本刑に對する文献が明らかでない。以上が大體の磔刑に就ての説明である。

其二、首斬刀

これは首斬りに用ひた刀である。此の刑に處せらるゝ者がある時は掛奉行は豫め下役に達して其用意をなさしむる。然し犯人の誰であるかを公表せず來何日何罪何人と告知しておくのである。そして其の前日になると檢視の與力が奉行所へ出頭して檢視の命令を受領する、尙刑人に引廻しの附加刑がある場合は南北の與力檢視副使二名が出役する。執行當日になると檢視與力は朝五ツ時に牢屋敷へ出張する、すると當番の年寄同心は奉行より渡された出牢證文を持つて牢屋見廻與力と牢屋預（現在の典獄）に渡す。すると牢屋預は之を受取つて當番鑰役に渡す。此時初めて死刑人の誰であるかが分るわけである。そして一切の用意が出来てから、當番鑰役が出牢證文を持つて牢屋に行き大聲で「何誰は居るか」と問ふのである。すると憐なる微聲で「へい居ります」と答へ牢名主は「何の誰御用だ」と云ひ乍らキメ板を本人に投げつける。之を合圖に三人の役囚人が前後左右から罪人を捕へて戸口に押し出す、これを押出しと稱する

繩のまゝ進む、定めめの場所に到着すれば筵の上に着座させ切繩を切り咽繩を切り捨て着服を引下げ兩肩を肌脱ぎにさせ、手を前に延べ首を前に出させる。すると首打役（町奉行組同心）が長刀を持つて身構へ「エイツ」と一下して首を刎ねる。血は飛んで前の血溜りと稱する窪地に下つる、首打役は町奉行同心の中當番の若同心がやる、打終れば添役が手桶の水を刀に注いで血を洗ひ紙にて拭ひ鞆におさむる。紙は半紙二ツ折りにして手桶にかけて準備して置く、死骸は葬むることが出来ないから、非人に命じて俵に入れ之を昇がせ本所回向院千住の寮に埋むるのである。千住の寮とは小塚原にある回向院である小塚原は江戸開府以來重罪者の刑場に充てたる所で、淺草磔場と稱した、此處に獄死者と刑死者を葬る回向院があり、地藏尊が建立せられて居る、現今に於ては極く狭くなつて居るが、當時は總面積千坪餘あつた、尤も明暦の大火の焼死者を埋葬するため、本所に回向院を創立して以來回向院に獄死刑死者の屍を埋葬して居つたのであるが、其處が次第に狭くなつたので、千住の小塚原刑場（現今の常盤線南千住驛前）に回向院を建立し、以來明治の初期迄獄死刑死者の屍を皆この小塚原に埋めた。其の數幾十萬であるか知らない。江戸に於ける維新殉難の士も悉く此所に埋葬されて居るのである。

江戸時代の行刑

の上では麹町平河町の浪人山田朝右衛門が首斬をやる様子のみ申傳へてあるが、事實は朝右衛門は死刑に處した後死骸の試し斬りをしたのである。同人が諸所よりの依頼を受けて刀劍の試し斬りをしたのである。尤も朝右衛門に斬らせたこともある。打役が不練で斬る時罪人が首を縮めたりすると肩や頭を切り、

のである。すると牢番及下男がこれを受取つて切り繩をかけるのである、すると鑰役が人違ひなきや否やを取調べ改番所へ連れて行く、連れて行く時、鑰役は外の牢に向つて「外に御沙汰はないぞ」と云ふと牢内の囚人は安心して「アー」と耳を聳する程の大聲をあげるのである。其の聲が餘り大きいので牢外の者迄今日は死刑があると云ふことを知つたさうである。そうして刑人を瓦葺平家建の牢庭の改番所に挽いて行く、其所には一同並んで居り檢視與力は縁側に腰をかけ其前に刑人を据へる。此處で、再び鑰役が出牢證文に基いて氏名の點檢をする。そして本人に相違ないことを確かめると本人を檢視に引渡すのである。檢視は此時懷中せる科書（宣告文七寸半切紙）を出し本人の名を呼び「申渡ノ趣承ルヘシ」と云ひ高聲にて科書を朗讀する、特に死罪云々の處は一層聲を張り上げる、そしていよいよ死罪に處すと云ふと罪人は「オアリガタウ」と言ふことになつて居つた。これはへいと答ふる代りに言ふ囚人一般の風習である。然し誠に有難くもないことである。これが済むと繩取非人が大勢集つて刑人を取り圍み打役附添の上牢前を通つて刑場に行くのである。罪人が牢前を通る時牢名主が戸口に立つて名残と稱して訣れの語を述ぶる習慣があつた。かくの如くにして刑場即ち切場の入口にて刑人に目隠をなさしむる、目隠は半紙を二ツ折にして細き藁繩にて頭の後に結ぶ、そして打役囚人が白衣羽織脱劍と言ふ姿で先行して居り、刑人は三人の非人に挽かれて

其三、刑 鑊

首が落ちず罪人は苦しみの餘り反り返る時があつたさうである、然し上手の人もあつて後藤某と言ふ同心は強雨の日片手に雨傘を持ち片手に刀を持つて血も飛ばせず、雨にも濡れず何人でも斬つたと言ふことである。人を斬ると言ふことは仲々六ツヶ敷い事で、實際首を切つた人の話によると切られる人の姿が大きく見えたり小さく見えたりして、何處を切つてよいか分らず困つたと言ふことである。心の迷が出るのであらうか。

（未完）

歐洲視察談 (二)

下村三郎

……ドイツに居りました頃は丁度夏で御座いましたので、秋になつてから刑務所等の視察を致さうと考へて居ります中に戦争が始まつて、遂に見る機会が御座いませんでした。イタリーに参りました時は、丁度戦争が始まりました當初で、イタリーが参戦するかどうかと云ふことも判りませぬ頃で、又滞在期間も短かつた爲に、之亦視察の申出を致さずに仕舞ひました。結局私の見學致しましたのはフランスとアメリカの刑務所で御座います。而も此等の國の行刑制度に付きましても、総合的な十分な知識を持つて居りませぬので視察は極めて断片的になつて仕舞つたのであります。それで、我國の刑務所と比較致しまして、特に異つて居ると思はれるやうな印象的なことのみを少し申上げて見ようと思ふのであります。尤も私は我國の刑務所も機會ある毎に見せて戴いては居るのであります。何と申しましても見學の範圍が狭いので、之から私が珍らしさうに申上げること、實は我國で既に行はれて居ること、皆様方の御座を買ふと云ふことがあ

るかも知れませぬが、さう云ふ點は豫め御許を願ひ度いと思ひます。フランスで視察を致しました刑務所はフレイヌの刑務所とムランの刑務所で御座います。フレイヌの (Fleury) 刑務所は、パリの中心から南の方約十二軒、セーヌ縣にあるのであります。参りましたのは六月二十九日の午後でありまして、丁度木曜日に當つて居りました。私が門を入つて参りますと、前後して澤山の女が入つて行きます。受付に参りました女は、何れも面會人であると云ふことが判つたのであります。西洋人でありますから考へて見れば當然ではあります。帽子を洒落て横に被つて、シヨートスカートにハイヒールで颯爽と刑務所に乗込んで行く此等の婦人を見ると、尤も本人はそんなに颯爽ではないのかも知れませんが、日本の刑務所を見て居る日には何か奇異の感があったのであります。此の刑務所は、千八百九十五年に着工

致しまして、千八百九十八年に竣工したもので、建物敷地及其の附屬地を合せると約二十一ヘクタールあるさうであります。收容能力は二千二百二十四人で、私の参りました當時に於ては、男が約二千人、女が約二百人居りました。此處に居ります者は、大體一年以下位の短期の受刑者が其の大部分であります。又多く獨居房に居るやうでありました。作業は大して大きな規模のものはなく、各自室内でやつて居るやうでありました。例へば、印刷に致しましても、自室でやつて居りまして、其の印刷に使ひます機械は、印刷の契約を致して居ります民間の者から提供させて、其の設備でやつて居ると云ふやうな説明を案内の人がして居りました。此の刑務所で特に目に付きましたのは、廊下が何處も綺麗な板敷になつて居り、而も非常によく磨いてあつたこと、禮拜堂が階段式になつて居りまして、受刑者が禮拜を致します時にはずつと階段に並んで居りますボックスに入り、其のボックスは禮拜堂の正面に向つた方にだけ四角な穴がありまして、禮拜する者は御互ひに其の禮拜する姿を見られずに禮拜が出来るやうな装置になつて居ることでありました。宗派と致しましては、カソリック、プロテスタント、及イエスエリットの三つが認められて居ると云ふことでありました。尙面白く思ひましたのは面會場の有様でありました。面會人と受刑者各々十

人位一時に夫々金網の仕切の中に居て面會が出来るのであります。受刑者と面會人の間は三、四尺位離れて居りまして、双方に金網が張つてあり、そこで面會する譯で、少し距離が離れて居ります爲に、どうしても話聲が高くなります。女が澤山居るので、喧々囂々、喋々嘯々と形容すれば或は宜いのかも知れませぬが、非常な大きい聲でやつて居るので、少からず驚かされたのであります。面會場には此の様に澤山の人が居りますのに、室内は看守一人でありまして、此の看守は、丁度金網の仕切の上が相當の幅で歩けるやうになつて居るので、其の上をぐる／＼歩きながら下を見て看視をして居るのであります。私にも上につて見ると云ふので、上つて一廻りして見たのであります。人が一生懸命話をして居るのに上から見下して居るなどはまことに變な氣持であります。私は案内の人に、こんなに自由に話をさせて居るが、それで取締上差支ないのかと聞きました所、何しろ此の刑務所の受刑者は十一個國語位に分れて居るし、そんなに澤山の言葉を知つて居る看守は居ないから、どうも事實上仕方がないのだと云ふ説明でありました。所長に會つて挨拶を致しましたが、日本にもこんな刑務所があるかと申しますので、勿論あるし、作業の點に於てはもつと盛んだ、唯廊下が非常に綺麗なこと、禮拜堂のボックスの特殊の装置を珍らしく感じた

と申しました所が、それならば日本でも眞似されたら宜しい
 でせうと云ふやうなことを申して居りました。夫から更に別
 の園ひの中にある女の受刑者の監房に行きましたが、丁度皆
 一つの大きな部屋に集りまして造花の作業をやつて居るとこ
 ろでした。此の監房と庭一つ距てまして受刑者の子供を預る
 所が御座いました。女の受刑者で、他に子供を預けることの
 出来ないやうな者は、満四歳迄此處で預つて呉れると云ふ話
 で御座いました。當時十数人居りましたが、私が此の建物に
 近付きますと、建物の中から四歳位の可愛い、女の子が出て
 來まして、小父さん今日はと云ふ譯でせう『ボンジュール、
 ムシユウ』と言つて小さな手を差し伸べて握手を致しまし
 た。私が建物の内を見まして、更に傍に事務所の様な所へ行
 つて事務を執つて居る女の人に話して居る間も、此の子供は
 纏はり付いて離れません。やつと事務の女の人に宥められて
 建物に歸つて行きましたが、全く見も知らない、而も異國人
 たる私にこんなに懐くとは流石子供は天使だと思はず險の熱
 くなるのを覺えました。

次にムラン (Metan) の刑務所はムランの町にありまして、
 此の町はパリの東南に在りパリからリヨンに行く汽車の發驛
 であるリヨン停車場から汽車で四十分位を要する所でありま
 す。縣は矢張りセーヌ縣であります。刑務所は、此の町を流

れて居ります川が分れて二股になつて居る丁度其の間の土地
 にあるので川の流や並木の様子など、周圍の風景は相當に美
 しく思はれました。千八百十二年に初めて建てられたとか云
 ふことありますから、門は如何にも古い中世紀の牢獄を思
 はせるやうなものでありました。此の點はフレイヌの刑務所
 の新しいのと良い對照をして居ります。監房は六百六十六
 ありまして、私が参りました當時は五百十九人在監して居る
 と云ふことでありました。犯罪の種類は殺人でありますと
 か、偽造でありますとか、色々あるが、特に著しいものはな
 く、刑期は五年乃至十年の者であると云ふ説明で御座いまし
 た。此の刑務所で特に著しいものは印刷の作業でありまし
 て、フランスの諸官廳の用紙其の他の印刷は總て此處でやる
 のだと云ふことで、石版刷でありますとか、或は又立派な製
 本等もやつて居りました。其の他鐵工でありますとか、靴の
 製造、洋服の製造、寢臺の製造と云ふやうな軍需的の作業を
 やつて居りまして、説明に依りますと、何の程度であるか判
 りませぬが、之は國家管理の作業であると云ふことでありま
 したが、さして盛んなものであるとは私は見受けなかつたの
 であります。此等の作業場とは離れました一角には、老人或
 は病人等の作業場がありまして、其處ではお祭などのときに
 使ひます飾り物であるとか、玩具のやうな物を作つて居りま

した。

次はアメリカであります。アメリカに渡りましてからは
 ニューヨークに於て三つ、シカゴに於て一つ、桑港に於て二
 つ、合計六つの刑務所を見學致しました。

ニューヨークで見學致しました刑務所は何れもニューヨー
 ク市の管轄内にあるものでありまして、ニューヨーク市のデ
 パートメント・オブ・コレクシヨン (Department of Corre-
 ction) 即ちまあ日本で申しますれば行刑局とでも申すところ
 に参りまして、適當な刑務所を指定して見學を許して貰ひ度
 いと申しました所が、マンハッタン刑務所と女の刑務所とリ
 カース島刑務所の三つを指定して呉れたのであります。

マンハッタン (Manhattan) の刑務所はニューヨーク市の
 西の端の方に近い (Franklin and Centre Street) にあり、向
 つて直ぐ右隣には道路を距て、刑事裁判所の建物がありま
 す。此の刑務所の建物は、一番初めは千七百九十六年頃に建
 つて、漸次増築されたらしいのであります。其の年代に相
 應しく、建物のあちこちに塔などが立つて居り、如何にも中
 世紀の建物を思ひ出させるやうなものであります。殊に刑事
 裁判所との間の交通の便宜の爲に、道路を横切つて橋が架け
 てありますが、之を嘆きの橋 (Bridge of Sighs) と言つて居
 りますのは如何にも古風に思はれます。此の橋の名は、詰り

一度之を渡つて刑務所の方に入つたら當分歸れぬと云ふ嘆き
 を見るからださうであります。さう云ふ風に外觀は非常に古
 風であります。中に入つて見ますと五階建位の建物であり
 ますから、エレベーターもありますし、其の他の設備も外觀
 に比較すれば割合に近代的であると云ふやうな印象を受けま
 した。見學致しましたのは九月二十九日でありましたが、當
 時既決、未決を合しまして七百七十七人の收容者があると云
 ふことでありました。建物は相當でありますけれども、何分
 市街の眞中にありますので、何となく手狭な感じで、大部分
 は雜居を致して居るやうに見受けられたのであります。特別
 の作業場とか食堂がないので、食事も作業も全部自分の部屋
 でやつて居り、作業も大したものはないやうでした。二人位
 入つて居ります監房が澤山ありましたが、其處では鐵の格子
 の一番下の所が少し開いて居りますので、アルミニウム
 の碗とか四角な辨當箱のやうな物に入れて係の者が廊
 下に並べて行くと受刑者は手を其の間から出して取つて食
 べ、食べ終ると又廊下に出して置きます。一寸動物園で猛獸
 に餌をやるよきのやうな感じで、好い感じも致しませぬでし
 た。尙特に目に付きましたことは、看守などが通りましても
 平氣でベツトに横になつて居つて、目の上に高々と新聞を擴
 げて讀んで居ることでした。どんな新聞を讀んで居るかと聞

きました所が、普通の日刊新聞だとのことで何か検閲でもするかと申しましたら、何もそんなことはしないと云ふ話でありました。ニューヨーク市其の他アメリカに於きましては黒人が非常に多くて、市街を歩きましても黒人を見ない所はない有様であります。統計的のことは調査することも出来ませんでしたが、犯罪人としても非常に多いやうであります。それでありますから、刑務所に收容されて居る者も黒人は非常に数の様に見受けられました。此處でも、日本にもこんな刑務所があるかと云ふので、日本にはもつともつとモダンな刑務所が澤山あると申しましたところ、案内して呉れました看守は、實は此處は少し古くなつたので、唯今新しく建築中であると云つて、窓を指しますので、外を見ますと、丁度道路を距つて向側で盛に土を掘つて基礎工事をやつて居りました。然し、之は非常に大きなものでありますから、恐らく近所の刑事裁判所或は検事局の一部も其處に移るのではないかと思はれました。此の刑務所は以上申上げました通非常に殺風景であります。其の一角には千八百八十五年に建てられたと云ふ別の建物が御座いまして、此處には幾人かの少年が收容されて居り、少年の書きました繪などが飾つてありまして、大人の居ります刑務所に較べると幾分か潤があるやうに見受けられました。

次に参りましたのはニューヨークの市内の西北部 (Greenwich Avenue) の十番地にあります女の刑務所であります。(House of Detention for Women) と申すので、女の刑務所と申して宜いかどうか判りませぬが、假にさう申上げて置きます。之も第三司法地区裁判所に隣接して非常に交通の頻繁な所にあるのであります。マンハッタンの刑務所と違ひまして、十二階建薄茶色煉瓦の近代的建物であります。千九百三十年に建築されたものださうであります。收容能力の最大限は七百人で、一室一人に限られ、平均して約六百人の收容者が居ると云ふことでありました。どんな種類の犯罪が多いかと云ふことを案内して貰つた女の看守に聞きました所が、丁度其處に受刑者が一人居りましたので、答へず、私の持つて居ります手帖に字を書いて呉れて、七十五パーセントは之だと申すのです。大體の見當は付いて居りましたがよく判らないので、宿に歸つて辭書を引きました所が、そんな字は見當りませんでした。どうも (Position) 即ち淫竇婦と云ふ字の綴りを違へたものであらうと思はれます。未決の者も居るやうでありましたが、刑期は一日から三年迄のものでありまして、夫以上はステート即ち聯邦の刑務所に送るのでさうで、其の理由は餘り長くなりませんと費用が掛るからと申して居りました。年齢は十六歳以上であるといふことであり

ました。此處は收容されて居ります者は勿論のこと、看守其の他事務を取つて居ります者も全部女でありますし、建築も新らしいので非常に明るい清潔な感じでありました。又監房に於ても、如何にも女らしく、枕掛に刺繡を致したり、或は寫眞や繪を飾つて置いたり、致して居りまして、大分潤ひのあるやうに感ぜられました。第十一階に病室がありまして、二十人程の病人が寝て居りましたが、眞白なシートと眞白な毛布に包まれて寝て居る様子は、日本では相當な病院でも、あれ位の設備のある所は少からうと云ふやうな感じを受けたのであります。珍らしいと思ひましたことを二、三申上げて見度いと思ひます。

一階に面會人との接見室がありました。之は壁を隔て、面會するのであります。丁度兩方の顔の邊に厚い硝子が張つてあつて雙方から顔が見られ、其の硝子の下の部分に丁度漏斗の擴がつた部分の形をした金屬が差込んであり、其の先にある小さな穴を通じて話をするのであります。其の穴の所から危険な物でも通り取りするといけないので、其處には金網が張つてありました。而も其の金網は兩方から目が互ひ違ひになるやうに張つてある爲網目が頗る小さくなつて、極く小さいものでも通らないといふ頗る用意周到なものでありました。

面會は未決は毎日一回、既決は二週間に一回許されるさうであります。併し辯護士と面會する場合にはさう云ふ硝子越でなく、普通の部屋で會はせると云ふことでありました。尙ほ面會で面白いと思ひましたのは、三ヶ月以上の判決を受けて收容されるときには、之で當分會はれないから大いに別れを惜しめと云ふ思ひやりからだらうと思ひますが、特別の室で會はせることになつて居ります。此の室には大きな卓子がありまして、テーブルの中央の所に三四寸角位の長い木が打付けてあります。勿論面會には看守が立會ふのであります。其の長い木があるのは容易く物の授受が出来ない様にする爲の装置ださうでテーブルの下の方は別に装置がありませんが、テーブルの幅は相當に廣いので、看守の隙を見て下から物の遣り取りをすることは實際上出来ないさうであります。

二階に禮拜堂がありまして、カソリック、ヘブライル、プロテスタントの三通の禮拜を交代にやるのが出来て、一段と高い階上には受刑者がオーケストラを奏する場所が設けられて居ります。

三階に丁度賣店のやうな場所が御座いまして、一週間に六弗までは使へるさうであります。持つて居る金は何時でも少くも一弗は餘して置かなければならないさうであります。此處で取扱つて居ります品物は各種煙草、キャンデー、ケー

歐洲視察談

キ、オレンヂ、アツプル、ビーナツツ、砂糖、バター・チーズ、ジャム、鉛筆、封筒、便箋、プレイングカード、齒磨粉、齒ブラシ、クリーム、櫛、石鹸、白粉、靴、靴下、ガーターベルト、タホル、ハンカチーフ、針、糸、ピン、エプロンと云ふやうに、如何にも女らしいものでありました。

尙同じ階で、手藝をやつて居りましたが、作業と致しましては手藝だけのやうでありました。手藝と申しましても、毛のぼろを細く致しまして、敷物とか、或は買物の時に下げて行く手提袋のやうなものを織つたり、テーブル・クロスに色色刺繡をしたり、或は刺繡の額を拵へたりして居りました。

屋上は多少木や草を植ゑまして、散歩場或は運動場として居るのでありますが、此處からは、ニューヨークの市街が何處迄も遠く見渡せるやうになつて居るのであります。

次に参りましたのがリカース・アイランド (Riker's Island) の刑務所でありますが、之は其の名の示すやうに、ニューヨーク市の大部分のあります島とは別の島に在り、地番は (Ferry East 134 th Street) と云ふことになつて居りますが此の島全部が刑務所の敷地になつて居るのであります。此の島に渡る人々の便宜の爲に相當大きな船が三十分おきに出て、約十分位で到達致します。

島の周りには別に圍ひと云ふやうなものも見當らず、から

つとして居りまして、海の水がひた／＼と岸に押寄せて來ると云ふ誠に清々しい氣持のするところでありました。

監房のあります建物は、随分大きなものでありまして、千九百三十三年の建築であると云ふことを聞いたのであります。様式は丁度東京の拘留所のやうに、中央に長い廊下がありまして左右に翼が出て居つて、八つのブロックに分れて居るのであります。監房は背合せのやうに兩側にあり、之は三階になつて居りますが、建物全體の天井と云ふものは一番上にありまして、下から見ても全部上の監房迄見渡せるやうになつて居ります。

私が視察に参りましたのは十月一日であります。當日の收容人員は三千百十人と云ふことで、刑期は最短一日から最長三年迄で、犯罪の種類と致しましては、竊盜、賭博、強姦傷害、其の他色々あると云ふことであります。私を案内して呉れました看守は、又日本にも斯ふ云ふ刑務所があるかと申しますので、同じやうにモダンな刑務所が相當澤山あると申しましたところ、大きなので何人位入るか聞いて來ました。私實は御恥かしいことですが、日本の刑務所で一番收容能力のあるのはどの位か正確なことは知らず、唯千六、七百人は入れられるものがあるといふ漠然たる記憶にありましたので、先づ二千人位は入ると申しました所が、それは大きいと稍々驚いた様でしたが、それでも此處は三千人も居るから

こちらの方が大きいと云つて安心したやうな様子でありました。アメリカ人は何でも世界第一が自慢でありますから、こんなことでも自分の方が小さかつたら残念に思ふのであります。

見學を始める前にピストルは持つて居ないだらうなと言つて、腰の邊を見ましたが、流石アメリカであると思ひました。面會室に行きますと、先程女の刑務所でお話しましたやうな、顔のところに硝子があり其の下に漏斗の様な形をした物がはめ込んであるといふ様式のものがつらつと四十宛二列並んで居りました。詰り八十人の受刑者が一時に面會出來ると云ふ譯で其の大仕掛なのに驚きました。話をする穴の所は女の刑務所で申上げましたより更に嚴重に網が張つてある様で、更に看守の話に依ると穴がラウド・スピーカー式になつて居り、面會室及其の隣の控室の天井は孰れも防音装置が施してあるさうであります。此の装置を看守は非常に得意になつて居りましたが、之は面會室が如何に喧しいかを物語つて居るので、稍々呆れたのであります。

當時監房には九十七人の女が居ると云ふことでありましたが、どうしたのか姿を見ることが出來ませんでした。矢張り監房は女らしく寫眞其の他で裝飾して小綺麗にして居りました。

監房は一人宛入つて居るのですが、當日は日曜日で作業も

休みの爲男の方は監房前の廊下の様なところに出て皆と話をして居りました。

被服は夏は霜降り、冬は紺の物を與へて、冬には尙オーバークोटを與へると云ふことであります。被服に付て面白く感じましたのは、愈々出所と云ふ時には背廣の三揃にシャツ類、靴迄全部無料で與へてやると云ふことであります。明日は六十何人出所するとか云ふので、被服係は大汗になつてツボンや上衣にアイロンを掛けて居りましたが、之もアメリカならではの見られぬところと思はれました。之は後で歸りますとき典獄の部屋で見たのであります。收容者が入所する時其の儘の服装で撮つた寫眞と、出所する時三つ揃の背廣で撮つた寫眞とが並べて掲げてありましたが、之に依りまして、着物に依つて大分人相が違ふのだと云ふことを、今更ながら驚いたのであります。私は、此の被服を無料で支給すると云ふことを大變面白いと思ひましたので、其のことを申しましたら、被服係はもつと面白いものを見せると云つて地下室のやうな所に連れて行きました。其處は被服の倉庫で、上衣、ズボン、チョッキ、シャツ、ズボン下、靴下、帽子と云ふやうなものが、夏冬別又サイズ別で一杯並べてありまして、それを一々引出して詳しい説明を始められたのは、却つて有難迷惑を感じた位であります。

講堂、禮拜堂、食堂等は相當大きなものがありまして、講

歐洲視察談

歐洲視察談

堂に於きましては、日曜日には音楽、冬には映畫等をやるさうでありまして、禮拜堂はカソリック、プロテスタント、チャイニーズの三通の禮拜が出来、食堂は二つもありません。此の建物の裏の方に相當廣い運動場がありまして、ベースボール、バスケツトボール等をやるさうであります。

此の監房のあります建物に、向つて右の方に少し離れて七階建の獨立の建物があり、之は病舎であると云ふことであります。當時居りました病人は百七十六人ありますが、まだまだ澤山の空のベッドがありました。此の刑務所全體は非常に清潔でありまして、ほんとに塵一本ないと言つても宜い位で、案内して呉れた看守は何遍となくクリーンだらう、クリーンだらうと言つて私にイエスと答へることを強要しましたが、此の病舎などは殊に清潔で、又素人のこととて十分のことは判りませんが各種の醫療設備も殆んど完備して居るやうに見受けられたのであります。

其の次はシカゴで見學を致しましたクック・カウンティ・ヂェイル (Cook County Jail) の御話を致し度いと存じます。此のカウンティとは、アメリカではステート即ち州の次の行政区劃で、普通郡と譯して居りますから、之はクック郡刑務所と稱すべきものであらうと思ひます。

此の刑務所はシカゴ市内の稍北寄りにあり、矢張り郡刑事裁判所と隣接して居ります。千八百三十六年から此の刑務所

して、スキッチを押す者からは、其の椅子の所は見えないのであります。スキッチの鉤は丁度四つありまして、其の中の一つしか實際電流が通じない譯なのですが、此の四つの鉤を四人の看守が一つ宛押すのださうであります。詰り御互ひに誰ので殺したかと云ふことが分らぬやうに、責任感の分散をやるのださうであります。電流は九百ボルト位で、九秒位で執行が済んで、直ぐ屍體は外に搬出してしまふと云ふことであります。

尙、監房の建物の入口を入つた直ぐ左の所に機關銃發射の装置があるのが珍らしいと思ひました。壁のところは丁度番兵などの入つて居る小屋を半分にしたやうな鋼鐵製のものがついて居りますが、硝子窓から外を見て機關銃を發射するのではありませんが、此の硝子窓は外から撃たれても決して破損しないやうに出来て居るさうであります。機關銃は何挺位あつたか中にあるので見ることが出来ませんでした。

それから桑港に参りましてからサンクンチインの刑務所とアルカトラツツ島の刑務所を見學致しました。サンクンチイン (San Quentin) の刑務所は桑港灣のずつと北の方の海岸に臨み、緩やかな傾斜の丘陵を利用して建てられたもので、敷地は約八百エーカーで、桑港から自動車で四十分掛ります。灣の水が直ぐ刑務所の前迄来て居りまして、私が参りましたのは十一月一日でありましたが、當日は

はあつたやうであります。現在の建物は千九百二十七年に起工して千九百二十九年に竣工致したものであります。

建物の様式は矢張り中央に廊下がありまして、左右に四つづつ建物の翼が出て居ります。五階建になつて居る點が、先程申しましたリカース、アイランドの刑務所と違ふやうであります。

見學致しましたのは十月十八日でありましたが、當日の收容者は八百四十八人と云ふことで、女も少しは居つたやうであります。犯罪の種類は色々ですが、刑期は皆一年以上のことでした。此處でも醫務室、圖書室、パンの製造所、料理場、冷蔵庫等相當良い設備を持つて居りましたが、此處で最も印象の深かつたのは、死刑執行の電氣椅子を見たことでありました。椅子は黒革黒塗のどつしりしたもので、胸と腹の邊をバンドで押へ、頭、兩腕、兩脚を各々固定する装置があります。太い電線が頭上と右脚の所に出て居りまして、之から電流が通ずる譯であります。其の椅子に向つたところは一面硝子張になつて居りまして、其の硝子張の外に死刑執行に立會ふ人の席が設けられるのださうであります。死刑の執行前三時間程前に、此の執行場の隣のベッドのある部屋に入れまして、三時間の間自由な時を過させるさうでありまして、三時間が済みますと椅子に坐らせまして、電氣のスキッチを入れるのであります。電氣のスキッチは裏の方の壁にありま

朝霞が立籠めて、水際には鴨のやうな白い鳥が澤山遊んで居るなど如何にもどかな風景でありました。

建物の中に入りますと、直ぐ中庭になつて居て、綺麗な草花が澤山植ゑられてあり、受刑者が之に水をやつたり色々手入れをして居る最中でありました。尙進むと、少し離れた所に大きな運動場がありまして、土曜は半日、日曜は全日作業を休むので、此處で盛んにベースボール等をやるのださうであります。運動場と致しましては、尙他に一つ稍小さいのがありまして、私が参りました時には丁度休憩時間でバスケットボールをやつて居りました。運動は仲々盛んで、内部は勿論、外とも盛んに試合をやるのださうでありまして、(The San Quentin Sports News) と云ふ新聞を時々出して居ります。私の行く少し前の十月六日は、第二十六回のトラック及フイールドの運動會とかで、頁数の多い (Sovereign Edition) 即ち記念號などしやれたものを出して居りました。後で病室に参りました所が、野球で足を折つたと云ふ者が居りました。餘り外の國ではこんなものは見られないではないかと思ひました。

此の刑務所の收容能力と致しましては、約三千人位ださうであります。當日は白人が三千九百人、支那人が四十三人、布哇人が五人、メキシコ人が四百三十七人、黒人が四百八十九人、日本人が二十三人、フィリッピン人が百五十三人、印

歐洲視察談

歐洲視察談

度人が六十一人、ヒンヅー人が五人、合計五千百十六人、其の他死刑の爲の拘留者が百四十八人で總計五千二百六十四人も居ることでありました。犯罪の種類は色々ですが、自由刑は最低が一年で、無期の者は五百十三人も居ると云ふことで御座いました。

此の刑務所は約九十三年程前に建てられて、其の後段々増築したと云ふことで、従つて形は餘りきちんとしたものでは御座いませぬが、一番大きい建物は五階建て、一室に二人宛入つて居りました。

作業としては、家具製造、製靴、洋裁、印刷、製本等盛んにやつて居りましたが、中で一番盛んなのは印度麻で穀物、野菜、馬鈴薯等を入れる袋を作る作業でありました。之は印度麻の原料を紡いで糸にし、其の糸を織つて布にし、更に其の布を裁断し、縫つて袋にすると云ふ全工程をやるので、之に従事して居る者が全部で約千三百人、一日に二萬五千袋を製造する能力があると云ふことでありました。刑務所に入れば一年間は、どの受刑者も此の印度麻で袋を作る仕事をやらされて、二年目から各其の経験のある作業をやらされるさうであります。人数が多いだけに料理場の設備も大きく、一日に約九百弗位は掛るさうであります。食堂も大きくて、千八百人を容れるものが一つと二千六百人を容れるものが一つと都合二つあります。二千六百人を容れる大食堂では、晝

と夜の食事の時十五人から成る受刑者のバンドが音楽を奏するさうで、又壁には野球のスコアを知らせる掲示板がありまして、各大學の野球其の他外部の野球の試合の結果を知らせるのに使はれるのださうであります。

唯今日本人の受刑者が二十三人居ると云ふことを申しましたが、日本人は敏捷で、綺麗好きで、氣が利くと云ふ所から其の點を買はれまして、職員食堂の給仕をやらされたり或は病室の手傳をさせられたりして居るさうで、私も見學中にそれらしい者を二三人見たのであります。

シカゴで死刑の執行臺を見たのでありますが、此處でも見せて貰はうと思ひ見せて貰ひ度いと申しましたところ、絞首臺を見せて呉れました。相當大きな部屋の中央に木で作りました槽のやうなものがあつて、之に階段で登らして行き、首に麻繩を掛けて、愈々準備が出来た時に足の下の板を外してぶら下げる装置でありまして、之は、全部見た譯でもありませんが、日本と大同小異であらうと思ひます。私はアメリカでは死刑の方法は電氣でやるものと許り思つて居つたのだがと申しました所が、案内して呉れた者は、電氣が多けれども必ずしも電氣には限らないので、二三の州では銃殺でやつて居り、或州では有毒の瓦斯でやつて居る。此の刑務所に於ては此の絞首の方法は古い方法で、今は瓦斯でやつて居る。唯今二人だけ死刑の言渡しを受け上訴中の者が居る

ので、此の二人の爲に此の絞首臺を残して置くのだと申しました。私は、それならば若し其の二人が上訴の結果無期にでもなつたら、此の絞首臺は要らなくなるだらうと申しましたら、笑つてそれは其の通りだと言つて居りました。今瓦斯でやつて居るのなら夫も見せて貰ひ度いと申しましたところ、快く見せて呉れました。之は又別の建物の中でありましたが、丁度椅子が二つ入る位の廣さで骨が鐵で、腰板のところを鐵板で、上の方を硝子板で張つた、はつきりした記憶は御座いませぬが、六角か八角かの稍角のついた番小屋のやうな形をしたものが作つてあります。瓦斯が外に出まして立會の者を殺すと云ふやうなことがあつてはいけないので、其の點が此の設備としては注意されて居る點のやうでありました。其の番小屋のやうな中に鐵で作つた椅子が二つありまして、丁度尻の當るところは網の目のやうに細かに穴があいて居りませぬ。刑を受けます者が此の椅子に腰を掛けて、胴、手、足をバンドで縛られた所で、此の網の目のやうになつて居る下に來上つて來て目的を達するのださうであります。執行はいつも金曜日になると云ふのであります。餘り當てにはなりませぬが、案内者の説明では、此の建物を作るだけで約十萬弗、此の装置をする爲には約五千弗掛つたと云ふことを申して居りました。

一通り見學を終へまして、典獄に會ひ禮を述べ、自分はニューヨークに居るときシン・シン (Sing Sing) の刑務所を見る機會を失ひ非常に残念に思つて居つたが、州の刑務所として此のやうな大きな刑務所を見ることが出來て最早心残りはないと申しましたところ、いやシン・シンなどはもう問題ではないので、州の刑務所としては此處がアメリカで一番大きいのだと云ふことを申して居りました。尙私は、今日死刑執行の場所を見て非常に興味深く覺え、又色々新しい知識を得て愉快であるが、併し此のやうに執行の方法を二つ同時に認めて置くこと云ふのは、一體どう云ふ法律の根據に基づくものであるか、教へて戴きたいと申しました所が、典獄は何か規則を書いたやうなパンフレットを私に呉れまして、之を見たら宜いだらうと言ひましたが、宿に歸つて之を見てもどうも見當らず、色々探しましたが、カリホルニア州の刑法に其の規定のあることを見つけたのであります。其の第千二百二十八條に「此の條文は千九百三十七年に改正になつたのですが、死刑の執行は致死瓦斯 (A lethal gas) に依つて之を行ふべし但し此の法律施行前に犯されたる犯罪に對しては之を適用すべからずといふ趣旨が明かにされて居ります。最後にアルカトラツツ島の (Alcatraz Island) 刑務所を見學致しましたことを申上げ度いと思ひます。参りましたのは、丁度十一月三日で明治節の日でありまして、私が桑港を

歐洲視察談

出發致しまして日本に向ふ前日でありましたので、私に取つては特に思ひ出が深い譯であります。

此の刑務所は合衆國の刑務所 (United States Penitentiary) でありまして、桑港灣がゴールデンゲート海峡に依つて太平洋に通ずる道筋に當つて居り、桑港に参りました者には誰にでも目に付くものであります。我國では、刑務關係の仕事をやつて居られる方は誰方も御承知でありませうし、又社會一般と致しましてはギヤングの親分カボネが收容されて居つたと云ふことでよく知られて居るのであります。

此の刑務所は一般には仲々内部を見せて呉れないと云ふので、領事館でも危ぶんで居りましたが、貴方は職掌柄見せて呉れるかも知れないと言つて交渉して呉れました結果、快く見せて呉れると云ふので、其の日に見學に参つたのであります。桑港のバンネス、アベニュー (Van Ness Avenue) の一番端の棧橋と島の間を刑務所の艇が一日に何回となく往復致しまして、刑務所に用のある人、或は食料品其の他を運んで居るのであります。夫に乘せて貰つて参りました。

此の刑務所は、以前は陸軍の刑務所でありましたが、千九百三十四年から合衆國の刑務所になつたのださうであります。従つて現在未だ使ひませぬ監房では、鐵の格子が、既に使つて居る監房のものに較べまして稍々弱いものが使つてあるのを見受けたのであります。どうしてこんな島に刑務所を

設けたのかと典獄に聞きました所が、笑つてまあ逃亡を防ぐのに便利だからであらうと申して居りました。此の島は對岸の桑港の市街を去ること約一哩四分の一であります。島の周り二百ヤードの所に赤いブイが浮いて居りまして、刑務所のランチは別であります。百五十フィートの所にもブイがありまして、其處からは水深が約三百フィートもあるさうであります。島を脱出したとしても、潮流の激しさと水温の關係で、先づ對岸に泳ぎ付くことは不可能であらうと云ふことを案内の者が話して居りました。

此の刑務所の收容能力は五百七十五人ありますが、當日の在監者は二百七十四人と云ふことであります。此處には、ギヤングでありますとか、其の他、他の刑務所で處遇に困つた者とか、或は逃走した者とか特別の者を收容して居り、犯罪の種類は殺人其の他色々あるさうであります。刑期の點に付て、典獄に聞きましたら、無期はないけれども、二十年から二十五年、三十年、四十年、五十年、中には九十九年と云ふものもあると申しましたが、私はアメリカ全國の法制に通じて居りませぬから、さう云ふものがあるかも知りませぬが、どうも疑問なきを得ないのであります。

建物はA、B、C、Dの四ブロックに別れて、何れも獨房であります。今申しました此の刑務所の特異性に鑑みして、シャワー、バス室或は洗濯物の整理室等、何れも收容人員が割合に少い爲に、小じんまりと清潔になつて居て、萬事手が行届いて居るやうに見受けられたのであります。

以上を以て刑務所に關する話も止めたいと思ひますが、我國の刑務所は、設備に於ても決して今申しました刑務所と比較して遜色のないものと思ひますが、又私の申し上げたことが幾らかでも皆様の御參考になれば非常な幸ひと存ずるので御座います。アメリカの刑務所を見學しました時に一般に感じましたことは、刑務所の參觀と云ふものを自由に許して呉れる。氣輕にさう云ふことをやつて呉れる、と云ふ印象を受けたことで御座います。勿論大抵は、領事館からの紹介で行くのであります。シカゴの刑務所に行きました時などは、入口に行つて見せて呉れと申しましたら直ぐ見せて呉れたやうな手輕さであります。日本に於きましては、刑務所の參觀と云ふものは非常に嚴格で、殊に外國人を參觀させるときには司法大臣の許可を要すると云ふ程にまでなつて居る譯であります。其の點は非常に違つて居ると感じました。然し之は國情其の他の關係で違ふのでありまして、どちらが宜いと云ふことは、直には申されなと思ひます。

尙ほヨーロッパに参りました際の一般的の感想等申し上げたい點も御座いますが、餘り長く御饒舌を致しましたので、此の位で止めまして戴き度いと思ひます。長い間御靜聽を煩はしましたことを厚く御禮申し上げます。

(拍手)

特別の裝置がありますので、目に付きましたのを申上げて見たいと思ひます。第一は、入口を入りました所に、別に裝備してある譯ではありませぬが、何本かの機關銃が常時用意してあります。第二は、監房の一つのブロックに入る入口の扉の上の方の天井には左右に幾つかの鏡が掛けてございまして、互ひに反射して、扉を鍵で開ける場合に、前後左右に人が居るかどうかを確め得る裝置になつて居るのであります。詰り扉を鍵で開けて内に入る拍子に、突然室の隅から誰か出て來て殴り倒されると云ふやうな事を防ぐ爲に設けられたものであると考へます。第三は、今申しました監房の一つのブロックに入ります入口の上の天井や或は食堂の天井には催涙瓦斯 (Tear Gas) を發散する裝置が幾つか拵へてあります。第四は、海岸近くにある見張臺であります。此の見張臺の周圍は全部 Proof Glass 即ち堅固な硝子で出來て居りまして、よく外が見えると共に、外から一寸位攻撃を受けましても直ぐ撃たれると云ふことがないやうな裝置になつて居るのであります。第五は、向ふではパンを盛に製造する爲にパン粉が澤山要る譯で、パン粉を入れる箱の上には金網が張つてありまして、パン粉を其處に貯藏する場合には全部其の金網を通して入れるのであります。之はパン粉の中に何か危険な物を入れて持つて來ることを防ぐ爲に使つて居るのだらうと思ひます。其の他食堂、印刷製本等の作業場、醫療室、圖書

海外時報

戦時に於けるドイツの新處罰命令

The New German Penal Ordinances enforced since the War began

ハムブルグ大學刑法研究室助手
ドクトル・ヘルムート・ムンメ

今次の戦争はドイツ國民をして非常任務の前に立たしめたのである。従つて國家の治安を維持する刑法も亦た特別の戦時體制に適應せしめなければならなくなつたのである。從來の平時に於ける法的状態の變更は極めて深くして廣汎なるものがある。

一 ラヂオ放送の非常處分に關する命令

(Verordnung über ausserordentliche Rundfunkmassnahme)

實體刑法の領域に於ては、既に一九三九年九月一日に國防省長官は一九三九年八月三十日のヒュウラー・ヒットラー(總統)の全權委任に基きラヂオ放送に關する緊急命令を發したのである。

求を必要なりとしてゐるのは、訴訟法上重要なことである。これによつて、例へば犯人の國籍が外國である場合の如き、訴追の實行を不可能なものと見えしむる事情を顧慮すべき機會が開かれるのである。この犯罪の判決は一九三九年九月一日の裁判所の構成及び司法事務の領域に於ける處分に關する命令第十八條に従つて特別裁判所の管轄に屬する。しかし一九三九年九月十一日の施行命令に従つて警察署の請求を必要としない軍法會議の管轄權は其まゝに存續するのである。

二 戦時經濟に關する命令

(Kriegswirtschaftsverordnung)

一九三九年九月四日に發せられたる戦時經濟に關する命令はその第一條に重要な刑法上の規定を有つてゐるのである。是れに由ると、國民の生活必需品たる天産物又は生産品を破壊し、藏匿し又は抑留し由て惡意で需要の満足を危ふするものは、禁錮又は懲役、特に重大なるケースに於ては、死刑を科せらるゝのである。第一條二項によれば、紙幣の不正なる抑留も亦た處罰せらるゝのである。この刑罰規定は統制せられたる經濟生活の繼續安定に役立ち且つ特にサポテユウル(サポターヂュに參加する職工)及び戦争成金(Kriegsgewinnner)の防壓を目的としたものである。——(これについては、ナチオナルゾチアリスト黨の綱領第十二條參照。すべての戦争が國民から要求す

る。この命令は一國民を精神的に敝化せしむる「敵の戦術を防禦するためであつて、命令の第一條によつて故意に外國よりの放送を聴取することが禁止せらるゝのである。嫌疑の問題並びに舉證の困難を排除するために、命令第一條の禁止は、一も二もなく直ちに、といふのは、放送の内容並びに國外の放送國の何れの國たるに關慮する所なく適用せらるゝのである。この命令はそれ故に敵國の定規の報道放送のみに限るものでなく、友邦の音楽、科學氣象に關する放送にも亦適用せらるゝのである。犯人の國籍の如何は現行刑法第三條により問ふ所でないのである。

この命令の第二條に従つて、故意にドイツ國民の防禦力を弱め危ふするが如き外國放送局の報道を傳播弘布することは禁ぜられてゐる。行爲の動機は刑の量定に向つてのみ意味があるのである。即ち、傳播されたニュースが客觀的にドイツ國民の防禦力を危ふするものでなく、にも拘らず行爲者が誤つて(或は其事あるべしとの故意で十分)これを敢てするならば、この行爲は未遂として處罰され得るのである。命令第一條及び二條は職務執行中に行はれた行爲には適用されないものである。第一條及第二條の犯罪はとにかく重罪であつて、行爲の未遂は常に罰せられるのである。なほ其上に外國よりのラヂオ報道の傳播は特に重大なるケースに在つては死刑を科せらるゝのである。この命令(VVO)の第五條が訴追をなすためには警察署の請

る血と財との莫大な犠牲に思を致す時、戦争によつて己れを富すことは國民自身に對する犯罪として特に標示されなければならぬ。我等ナチオナルゾチアリステンは戦争による利得の徹底的な没收を要求するものである。

三 國民に危害を及ぼすものに對する命令

(Verordnung gegen Volkshädlinge)

一九三九年九月五日付を以て「國民に危害を及ぼす者に對する命令」が發せられたのである。このVOは、嚴罰を科して痛烈なる威嚇を加へ、由て以て國內の犯罪分子に對して戦時に於ける一般社會の防衛を完ふせんことを目的とするものである。戦時に在つては各國民は社會に對して一層重い義務を負ひ、社會は特に厚く防衛せらるゝの必要があるが故に、あらゆる犯罪はその責め一層重いのである。

このVOは一部は新たに犯罪構成の事實を規定し、一部は現在の刑罰を一層峻嚴なものにしてゐるのである。VOの第一條によつて、已に抵抗のなくなつた地域又は敵の自ら撤退したる建物又は場所にて劫掠を恣にするものは死刑に處せらるゝのである。判決は、野戦軍法會議の管轄に屬せざる限り、すべて特別裁判所によつて行はるのである。一九三九年九月七日の施行手續命令第一條と結びついて、このVOの第一條に従つて行刑局(Strafvollstreckungsbehörde)は特に絞殺(Erlängen)

によつて死刑を執行せしむることができるのである（註——ドイツには普通死刑は斬首（Enthaupten）によつて執行されるのであつて、縊殺は非常に耻辱とされてゐる）。

この VO. 第二條に従つて、飛行機の襲撃に備へるため施行せらるる處分（燈火管制の類）を利用して人の生命身體又は財産に對して重罪又は輕罪を犯したるものは、有期又は終身の懲役特別重大なるケースに於ては死刑を科せらるゝのである。施行命令の第二條によりこの第二條は申告罪には適用せられないのである。この第二條の違反の判決に向つては當然普通の刑事裁判所が管轄權を有つてゐるのである。しかし、一九三九年九月一日の裁判所構成の範圍に於ける處分に關する命令第十九條によりて、右の所爲によつて公の秩序及び安寧が特に甚しく害せられた場合には、檢事は特別裁判所に起訴することができるのである。

第三條は、放火其他社會に危害を及ぼすべき重罪（Verbrechen）を行ひ而して由て以てドイツ國民の防禦力を傷けたるものに死刑を科してゐるのである。不定多數人との物とに危険を及ぼす一切の犯罪は社會的危険性を帯ぶるものである。過失だけであつては犯罪を構成しないが、しかし行爲者が行爲の社會的危険性と危害の結果につき單に條件附故意があれば足りるのである。

終りに第四條に依りて、戒嚴令下の非常状態を利用して故意

に行はれたる其他一切の犯罪は十五年までの懲役、若しくは終身の懲役、又はその犯罪の特に惡むべきの故を以て國民の健全なる感情が要求する場合には、死刑を以て處罰せらるるのである。第四條の適用範圍は、特に、財物を目的とせず従つて前以て第二條の適用を受けてゐない私利のための犯罪を包括するのである。公定價格以上の暴利、商品の密賣、詐欺は、已に戰時經濟に關する命令（二）に觸れてゐない限り、この第四條の適用を受けるのである。第四條の刑の加重の規定を適用する條件は常に犯人の犯意の特に甚しきものに存するのである。緊急状態又は其他の恕し得べき動機に出る所爲にはこの規定は適用されないのである。

第三條及び第四條の犯罪の判決は當然また普通裁判所の管轄に屬する。しかし、此等の犯罪は普通「公の秩序及び安寧を特に甚しく危ふする」ものであるから、此等の犯罪は殆んど例外なく一九三九年九月一日の裁判所の構成の領域に於ける處分に關する命令第十九條により特別裁判所に起訴せらるゝことゝなるのである。それに亦た、特別裁判所に於て、行はる訴訟手續の軍法會議的な即決の打撃によつて目的とする威嚇の効果を期待してゐるのである。犯人が更らに新たな犯罪を行ひ又は其他に彼の罪過が明白になる場合には、期間による停滯なく直ちに判決の下さるゝ旨の命令第五條の規定は特に手續を促進するに役立つのである。

最後に命令第六條は一九三九年九月二十七日の施行命令と共にこの命令の規定が保護國であるベーメン（ボヘミア）及メーレンにも適用せられ且つドイツの各シュタート（州）に籍を有するもの、並びに、保護國に籍を置くもの及び外國人にも適用せらるゝことを規定してゐる。

（四）重大少年犯人に關する命令

(Verordnung zum Schutz gegen Jugendliche Schwerverbrecher)

一九三九年九月四日のこの命令は近代的現象ともいふべき少年の重大犯罪の發生、と同時に、戰時に於ける社會防衛の増大せる必要とに應じて發せられたもので、罪を犯かしたる時少年が十六歳以上であれば、處罰並びに保安に關して一定の條件の下に成年者に適用せらるゝ規定に従つて裁判せらるゝものなることを規定してゐるのである（命令第一條）。

第一に、十六歳以上の少年は精神的發達に於て十八歳以上の人間と同視すべき程度に在るものなることが要件となるのである。個々の場合について實際にこの事實の有無を確かめるのは決して容易ではない。所謂「早熟の少年犯人」を彼と同年輩の他の犯人から區別するに當り、特に注意すべきは彼が衝動的に無分別に行ふのではなく、しかも、多分に環境の感化を受けた

結果犯罪を行ふべく決心することであるから、少年審判所法（JGG）の定むる比率に従つて少年の所爲を處罰するに値しないものゝ如く見えしむる事情は、かゝるタイプの犯人には全く存在しないのである。

この VO. の要求する第二の要件は、所爲に於て示されたる行爲者の意向の特に忌むべきであるか又は國民の防衛上の見地から、成年犯人に對する處罰の原則に従つて少年に臨むの必要の存することである。茲處に意向といふのは、それがたとへ主觀的にどうであつても問ふ所ではないのであつて、「國民の防衛」(Schutz des Volks)と云ふことを目安にして客觀的の理由から處斷さるゝのである。例へば、犯罪の特に重大なる場合の如き是れである。なほ亦た、一定の重罪犯（Verbrechen）が少年の間に威嚇的な勢で傳播するに至つた事情は、國民防衛のために命令第一條に従つて處罰するの必要を生ぜしめたのである。

この第一條の二つの實質的條件が満たさるゝ場合には、檢事は成年犯人の審理判決に管轄權を有する裁判所に起訴することができるのである。しかし、檢事の請求は第一條の實質的條件の存在するものと看做すことを裁判所に強要することはできないのである。裁判所が少年を早熟として認めず、又は、特に忌むべき意向或は國民防衛の特別の必要を認めない場合には、裁判所は起訴せられたるものを少年審判所法の規定に従つて判決

したければならない。之に反して、少年審判所は、検事の請求に反対して、起訴せられたるものを重罪犯人と看做し命令第一條の定むる標準に従つて處罰し得るのである。

命令第一條の適用によつて如何なる結果が生ずるかといふに、第一に、少年審判所法の第九條がその效力を失つて了うのである。即ち、起訴せられたる少年は成年者と同じく亦た死刑又は懲役に處せられ得るのである。彼は公民として名譽權の喪失を宣告せられ、同じくまた、保安處分によつて勞働場への收容、保安勾留及び職業上の禁止を命ぜられ得るのである。また、警察權による監視も行はれ得るのである。刑の減免(第三章第九條及び第四章第六及び九條)、刑の條件附執行猶豫(第十條)に關する少年審判所法の諸規定は適用することを得ないのである。少年審判所法の手續法上の細目に至つては固より考慮の外である。起訴せられたものがドイツの刑事裁判管轄權に服してゐる場合には、この VO. は保護國ベーマン及びメーレンにも適用されるのである。時間的にはこの命令は、犯罪遂行の時の如何を問はず、命令實施後に有罪の宣告のあつた一切の行爲に適用されるのである。

(五) 強力犯に對する命令

(Verordnung gegen Gewaltverbrecher)

一九三九年十二月五日を以て國防省長官は大ドイツ國 (Gro-

deutsches Reich) の領域に向つて效力ある「強力犯に對する命令」を發したのである。是れによれば、強姦、辻強盜、銀行強盜の如き強力犯にして、若し犯す者が銃砲、斬撃武器或は刺突武器又は其他此等と危険程度の等しい手段を用ひ又はかゝる武器を以て生命に關して他人を脅迫したる場合には、必ずや死刑を以て處斷せらるゝのである。犯罪者にして武器を以て追跡者に敵對したるものも亦た絶對的死刑に處せらるゝのである(第一條)。第一條に擧示された例を見ると、立法者は例のアメリカのギャングスターのことを念頭に置いてゐるのが分かるのである。固より廣い意味でのギャングスターで、即ち、單獨でやるのも隊を組んでやるのも双方を包含してゐるのである。

國民各自は犯罪人の追跡逮捕に際し國家機關を援助する義務を負ふものであるから、追跡のある場合に身を挺して犯人の逮捕に力を致すものに、警察官及び司法官の享受すると同じ刑法上の保護を與ふるは、この義務に相應した當然の行爲である(第二條)。第一條及び第二條に對する犯罪の判決は特別裁判所の管轄する所である(第三條)。

この強力犯については、刑法第四十四條及び四十九條の未遂並びに従犯に於ける義務上の刑の減輕の原則的規定は全ドイツ刑法にとつて廢止されたのである。この重罪又は輕罪の未遂犯並びに従犯は、草案に規定されてゐるよう、今や一般に既遂の

刑が科せらるゝことになつたのである(第四條)。この命令は遡及力を有つてゐるのである(第五條)。戰爭勃發以前に行はれたる犯罪に向つては、遡及的適用は一九三九年十二月二十八日の施行命令に従つて檢事の同意を要するのである。この命令は保護國にも施行せらるゝのである。

(六) 一般刑事訴訟手續、軍の刑事訴訟手續及び刑法の規定の改正に關する一九三九年九月十六日

の法律 (Gesetz zur Änderung von Vorschriften des allgemeinen Strafverfahrens, des Wehrmachtstrafverfahrens und des Strafgesetzbuches)

この法律はその第三章中の唯一の實體法的規定に於て刑法第八十九條三項及び九十條二項の隨意的刑の減輕を廢止したのである。これに依れば、國事の秘密を漏洩する企圖 (Unternehmen) 並びに漏洩するために國事の秘密を獲得せんとする企圖は、一國家の安寧に何等の危険を惹起する能はざりし「場合に於ても亦た死刑を科せられるのである。「企圖の無效果に終つた場合の刑の減輕に於ける影響の抹殺は國事犯法 (Landesverratsrecht) の「意志を罰する刑法」(Willensstrafrecht) の發展を完結せしめたものと云へるのである (Fleisler in Deutsche Justiz, 1939, s. 156ff)。

(七) 國防力の保護のため刑法規擴充に關する命令

(Verordnung zur Ergänzung der Strafverfahrensregeln zum Schutz der Wehrkraft des deutschen Volkes)

ドイツ國及び保護國に施行せらるゝ一九三九年十一月二十五日のこの命令は現行刑法第百四十三條(a)に對してドイツの國防力を保護する刑法々規の本質的な擴充強化を含んでゐる。

この VO. の第一條によれば、故意に或る防禦手段の損害、即ち、故意若しくは過失によりドイツの防禦準備を危ふすものは六ヶ月を下らざる禁錮、重大な場合には懲役又は死刑に處せらるゝのである。故意に缺點ある國防用の防禦材料又は設備を製造構築し又は引渡をなすものも亦同じである。未遂も亦た處罰せられるのである。輕卒なる取扱方をなし由て過つて防禦力に危害を及ぼすものは禁錮に處せられるのである。新しくても戦時中特に重要であるのはこの VO. の第二條の規定で、これによると、國防のため又は國民の生計のため重要な産業に役立つ物件を使用に堪へがたくなし又はその運轉活動を阻止することによりて規則正しき作業を破壊し又はこれに危険を蒙らしめたる者は、懲役、特に重大なる場合は死刑を以て罰せらるゝのである。第三條によれば、國防に反對なる結社の支援又はこれへの参加は罰せらるゝのである。最後に、命令第五

條は、他の一國の不利を謀るため國內に生じた或る外國の軍の
情報部への協力を嚴罰に處し、由て以て友邦の防禦力の保護に
努めてゐる。この犯罪の訴追は司法長官 (Reichsjustizminister)
の命令あるを待つて行はるゝのである (命令第二章第五條)。

(八) 斷種法の制限

現在オストマルク及びズウデテンランドのライヒスガウにも
適用せらるゝ遺傳病ある後裔發生の豫防に關する法律 (Das
Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses) は一九三九年
八月三十一日の施行命令によつて本質的の制限を受けたので
ある。特に重大な繁殖の危険の存するため斷種 (Unfruchtbar-
machung) が猶豫され得ない場合にのみ限つてその申請が提出
され得ることになつたのである。この條件が實際存してゐるか
どうかは、衛生局が検査するのである。變態的性慾を除くため
胚胎腺の除去を命ずる前記の法律第二章第十四條の規定はも
や存在しないのである。

(完)

Monatschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform,
Februar 1940



小田原川越兩少年刑務所

第十九回協議會狀況

一、開催日時

昭和十五年四月十二午前十時より午
後四時迄

一、開催場所

川越少年刑務所々長室

一、協議員

川越少年刑務所側

寺光所長以下幹部一同

小田原少年刑務所側

根田所長、山本文書主任

一、議題及議決事項

少年受刑者と其の兩親

本問題に就いては小田原川越兩所に
收容中の少年受刑者中 (四月一日現

小田原、川越兩少年刑務所協議會

よりも川越の方此の身分別遙かに
不良なり)

(2) 三男以下のもの二八%に及び
此の數字は比較的大なるもと考
へらるゝ、主因として想像し得
るものは放任、監督不行届等か

(3) 出生時に於ける父の年齢は二五
一四二歳が多く、四三三名 (六
九%) にして、同じく母の年齢
は二〇一三九歳が多く、四七八
名 (七六%) なり

(4) 犯罪時に於ける父の年齢は四四
一五五歳が多く、二九三名 (四
七%) にして同じく母の年齢は
三五一四七歳が多く、三二七
(五二%) なり

結果

(1) 出生身分別に於ては、庶子、私生
子は何れも四%に充たず、此の數
字は第十三回協議會議題の結果と
略同じくして、社會一般の豫想外
の少數と云ひ得べし (但し小田原

小田原、川越兩少年刑務所協議會

にして、即ち父母の何れかを喪へるもの實に五〇%に近きものなり

(5) 犯罪時父母の膝下に在らざるもの七七% (しかも無斷家出放浪中なりしもの四七——川越は七二%に及ぶ)の多數なり

(6) 父母の接見全く無きもの六七%にして、父又は母の亡きもの各約二五%を除外するも極めて疎遠なるを知る、此の疎遠の理由は、惟ふに (イ)遠慮 (ロ)無關心 (ハ)送移に伴ふ遠距離の關係、 (ニ)貧困等なるべし

(7) 父母よりの受信の無きもの三五%に過ぎざるは、前項(6)に比照して其た擧げたる諸理由を肯んじ得るものなるべし

(8) 父母宛の發信件數の極めて多きは謂はば當然の事にして、諸種の事由を擧げ得べきものとす

一、次回の議題
少年受刑者と病的疾患



刑務所便り

第一區第十四回

武道會狀況

昭和十五年四月十四日網走町女子尋常高等小學校に於て網走支部主催の下に第一區聯合刑務所第十四回武道會を開催す當日は北邊の氣温オホーツク海上の結氷未だ去らざりしも春光麗かなる快晴にして出場選手又闘志滿々たるものあり

當日は斯道獎勵の爲め刑務協會代表として能勢書記臨場せられ其他枇杷田札幌、宇田盛岡、泉網走各支部長網走區裁判所木下檢事同小澤判事、中野支廳長、大橋町長、本田警察署長町内各公衙首腦者

刑務所便り

多數の來賓あり定刻午前八時三十分に至るや會場内に設けたる神殿前に一同威儀を正して整列し神官の修祓に次で一同神殿禮拜國歌齊唱、宮城遙拜、護國の英靈に對する感謝追悼戰傷者の平癒祈願並に皇軍將兵武運長久祈願のため一分間の默禱を爲し泉網走支部長開會の辭を述べたる後前年優勝せる劍道秋田、柔道盛岡刑務所より各優勝旗の返還を受け終て武道審判員の選士に對する注意あり劍道範士大澤藤四郎同教士高野善三郎兩氏の大日本帝國劍道型並に柔道教士兼元藤兵衛同六段藤田節也兩氏の講道館投の型を行ひ柔劍道同時に試合を開始す。各選士は何れも士氣益々旺盛にして鍛練せる得意の秘術と攻撃精神を發揮す。斯くして試合は順調に進行し正午より四十分晝食休憩を爲し午後零時四十分再會し各選士の奮戦活躍は彌々高潮に達し實に張裂の氣合場内を壓す。斯くして各選士善戰善處し午後四時試合終了。劍道優勝の榮冠は盛岡少年刑務所の獲得するところとなる。二

等宮城刑務所、三等青森刑務所、四等網走刑務所に決定。又柔道優勝の月桂冠は網走刑務所獲得し、二等函館刑務所、三等秋田刑務所、四等青森刑務所に決定、劍道個人優勝は盛岡道地選士、柔道個人優勝は青森野澤選士榮冠を得泉網走支部長より優勝刑務所選士に對し優勝旗及表彰狀並に賞品を授與し閉會の挨拶を述べ極めて盛會平穩裡に一名の負傷者もなく本武道會を終了し尙會場に於て優勝記念撮影を爲し午後五時散會せり。

收容者誕生祝に就て

岡山刑務所

我岡山刑務所は昨年七月現所長着任以來職員收容者一致團結國旗の下に歸一し作業報國を目標とし銳意目的遂行に専念し來りたる結果今や其の實擧り面目を一新することを得たるは私共の喜は申すも更なり皇國のために誠に結構のこと、存じます。然し斯る結果に到達する迄には

刑務所便り

幾多の困難と障害を排除し他の毀譽褒貶を度外視し文字通の奮闘努力の結晶でありまして私共は斷じて行へば鬼神も避くると云ふことを身を以て味ひました。

受刑者達が一生懸命何の不平もなく日夜命ぜられたる各々の持場に於て立働く眞摯な姿には自然と頭が下ります。彼等も亦總ての理窟を抜にして働くことが決して不快の感じのなきものなることを體得致しました。

然し彼等は又決して現在の境遇を幸福なりと思惟して居るものは一人もありません。殊に親や妻子の愛情も知らず身一つして貰つたことのないものは熟身不幸を啣ち延ては生を呪ふ者さへあるやうです。斯る心境にある人達にせめてもの慰めを與へると共に身祝をしてやらうとの親心より今度五月五日の御節句を收容者誕生日(統計上受刑者は五月生れ多數とのこと)と定めて祝つてやることになりましたのです。刑務所開設以來初めて所内廣場に吹流しの鯉風葉と風に腹

をふくらせ八幡太郎や鐘馗を描きし幟は矢車の音と共に空高く春風に飄る風情を眺めたる彼等の感や如何。

扱て指折り數へて待つて居た五月五日は遂に到來致しました。當日午前八時には所長以下職員受刑者一同意匠を凝した會場たる教誨堂に集合皇居遙拜前線將兵並に護國の英靈に感謝の黙禱を捧げ所長訓話の後選抜の職員受刑者及外部より招聘せし人々によつて演藝を行ひ心ゆくまで彼等自の心を慰むると共に人間殊に日本人として生れし幸福を満喫し正午感謝感激の裡に終了致しました。

炭焼作業開始

八王子少年刑務所

木炭不足に散々悩んだ揚句、刑務所自身の手で木炭製造を思ひ立ち、いろく計畫を練つた上、炭焼作業新設認可を申請したが、三月二十七日愈々待望の認可が來た。先づ、刑務所から一軒餘り距てた原木

林へ伐木に出業しなければならぬ譯であるが、何を言つても特設刑務所のことにはあり、そんなに遠くへ出業することは劃期的な試みであるので、どうか首尾よく行くやうに、當局の信頼をも裏切らぬやうにと祈るやうな氣持だ。

認可を受けた翌朝から早速作業に取りかゝる。先づ早朝出業者打揃つて遙拜所に參拜、それから所長作業課長が懇ろな訓示をする。八名ばかりの出業の少年も職員も、足こしらへ凜々しく張り切つて出發する。

坦々たる横濱街道を南へ進む。少年達の顔が早春の陽光に輝いて、久し振りに廣い天地へ出た喜びで一杯である。目的地の山懐になつた原木林に到着、指導(擔當看守)から一々丁寧に指圖を受けて、伐木が初まる。發止と打込む斧に、純白の木屑が飛ぶ、エンヤと引く鋸に、木の香が薫る。櫟、樺が主であるが、中には直徑一尺餘りもあるものもある。そんなのは一本を倒すのも仲々骨が折れる。根元へ充分鋸を入れて、それから「さあ行くぞ、よいしよ」と掛聲かけて

二人三人して押し倒す。木は枝を震はせて、地響を打つて撞と倒れる。倒した少年の顔が莞爾と笑んでゐる。

そして、毎日、伐木、整理、運搬が順調に運ぶ。職員的心も、少年達的心も、一つに融け合つて、働く者の歡びを謳ふ。素朴な自然の一木一草は、自ら人の心を敬虔に、和やかにする。

その内、郊外の春は閑け、午後の休憩時に切り株に腰をかけて、汗ばんだ肌を風を入れながら、配られる握り飯を頬張つてゐると、あなたの林の中で簞鷺がしきりに鳴く。眼の下にある寺の境内の櫻が霞んでゐる。しかし少年達は喰べることが一番楽しみだ。いつしか花も散り初めて、自然は新緑の装ひに變る、少年達の顔も春陽に焦げて、一層晴れやかである。

運搬が初まると、こちらでは、耕耘地の一隅に、人を備つて土窯を築く。茨城式と言つて最新式のものだ。やがて炭焼の烟がほの／＼と立ち初める。

最初窯を開けて炭を出したのが四月十八日であつた。うまく焼けたか知り、炭

刑務所便り

を見るまでは心配である。初めは備つた人が窯の中へ入つて炭を取り出す。ほう、出來た、立派に炭になつた。皆が歡びの聲を擧げる。暫く置いてから俵につめて並べる。我々の手で焼いた炭!職員も少年達も俵を取り圍んで微笑を交す。炭を取り出した後へは、更に炭材をつめて、火をつける。二回目、三回目、其の後の成績もよい。最初からの計畫である炭材一萬五千貫製炭三千貫の製造が、この上とも順調に行きやう祈つてゐる。

關東教誨師研究會

第二一回例會

- 一、日時 昭和十五年三月廿四日午前十時開會
- 一、會場 東京築地本願寺會議室
- 一、出席會員 五十二名
- 一、來賓 八木田行刑局第三課長、谷内東京拘置所長、伊江小菅所長、東横濱所長、武子宇都宮所長、朝倉曉瑞(本願寺別院輪番) 藤井惠照、香川千

嚴氏外四名

- 一、所感發表 各所代表の教誨並に保護に關する所感を聴取す
- 發表者名 中澤龍演(東京) 角道晃(小菅) 西明秋晃(豊多摩) 藤原慧皓(府中) 澤田遺雄(横濱) 加藤慧海(土浦) 桂敬信(宇都宮) 藤井憲順(前橋) 釋正覺(静岡) 川崎良雲(甲府) 奥田智桓(新潟) 香川千章(小田原)

- 一、協議會
 - (イ) 構外作業に於ける教化對策如何(豊多摩、小田原提出)
 - 重要課題として次回開催の際まで繼續し、單に行刑の一分野として考究するのみならず中間刑務所として且つ又保護事業としての方面よりも研究することに決定す
 - (ロ) 皇紀二千六百年に際し記念事業計畫の件(東拘、宇都宮、長野、甲府提出)
 - 計畫の具體案に就ては刑務教誨司法保護事業研究所並に東京の幹事に一

刑務所便り

任のことに決定

(ハ) 最近の保護機能充實の趨勢に鑑み
教務事務運用上考慮すべき點如何
教務課保護係り職員を増員すること
並に司法保護委員會等の運用狀況に
付各意見の發表あり
追而第二次例會狀況に就ては目下印刷
中に有之近日別便にて送付申上候

辛未會

紀元二千六百年記念大會概況

悠久二千六百年榮光に輝く佳春を迎へ、大阪控訴院管内教誨師研究機關たる辛未會では四月十三日十四日の兩日に互つて紀元二千六百年記念大會を大阪府社會事業會館に於て開催した。

本省より行刑局第三課長八木田書記官の臨席を仰ぎ、東西兩本願寺社會部長、大阪京都神戸奈良姫路北區各所長、東京より西下せられた藤井惠照師始め多數先輩、更に遠く中國四國より堀川實然師(乙亥會代表)山口龍乘師(長崎管内教

務研究會代表)が參列、一段の光彩を添へたのである。

大會日程

第一日(四月十三日)午後六時開會

座談會

「全國教誨師研究會が一元的統制ニ就テ」

第二日(四月十四日)午前九時開會

第一部 記念式

- 一、開式之辭
- 一、皇居遙拜
- 一、國歌齊唱
- 一、默 想
- 一、式 辭
- 一、告 辭
- 一、祝 辭
- 一、閉會之辭

記念講演

京都帝國大學教授

經濟學博士 黒正巖氏

第二部 總會

- 一、挨拶 抄
- 一、經過報告
- 一、研究發表

滋賀 西島教誨師
「滋賀刑務所に於ける再入に關する一考察」
一、協議會



海外異聞録

◇ヒトラー總統を生捕つた者に賞金

米國ビツツバーグのカーネギー財團理事長S・H・チャーチ氏は同地においてヒトラー總統を生捕りにした者には賞金百萬ドルを進呈すると次の如き聲明を發表した。即ち

カーネギー財團は若し國際聯盟の爲にヒトラーを無傷のまま生捕にした者には賞金として現金百萬弗を進呈するに決した。若しヒトラー生捕りが成功した場合は國際聯盟は國際司法裁判所に於いて彼の世界平和と國際信義に對する冒瀆罪を審理するこ

と、ならう、なほ右懸賞の有効期間は五月一杯とする、その理由はヒトラーが五月中に更に戰爭擴大の意圖を有してゐる危険があるからである。ところで、當のヒトラー總統にはそんなことは空吹く風で益々意氣軒昂、しかも五月中に更に戰爭擴大は此の聲明を裏書して電擊的に進攻してゐる。

◇フアンの新戦術手錠

突飛なことは大概アメリカだが、これは大學生が自分の好きな女優の側にある爲の最も効果的を手段として、とてつもない事を考へついた。リチャード・ブランネンカンブといふ十九歳のカレツヂボーイはハリウッド劇場に出演映畫を見に来た女優アン・シエリダンの手に突然手錠をかけて、御丁寧にもその鍵を呑み込んでしまつたのである。驚いたのはシエリダンである。金切聲を擧げて「外してちようだい」

と叫んだが、一寸頑丈な手錠は外れつこない。彌次馬は騒ぐ、警官がかけつける、新聞社の寫眞班がフラッシュを浴びせるといふ大騒ぎ。ところがこの強心臓の大學生は辯護士まで同して伴來て、彼の行動を辯護させたのである。辯護士曰く

警官はこの青年を拘引する權利はない、彼は一方の他のフアンがしたいと思つてゐる事をしただけなのである。

一方、氣も顛倒したこの美しい女優は彼女と手をつないで立つてゐる男の眼を避けながら、劇場のベッドに横たはつてゐた、が三時間もたつてやうやく合鍵が持つて來られ、この手錠から開放された。

◇人間の皮で手袋の注文

カリフォルニア州にあるナバ製革工場に先程一枚の人間の皮が「これで手袋一組を作つて下さい」といふ依頼狀

と共に送り届けられ、職人達をびつくりさせた。同工場ではこれは捨て置けぬとばかり即刻警察に訴へ出たが、犯人捜査の結果依頼主はオレゴン州ポートランドのノース・パシフィック齒科醫學校の學生某と判明した。彼はその皮は男の死體ならとり、それを鹽漬にしたものだと申立てゝあるが、かゝる行爲は明らかに死體損壊であり、起訴は免れないものと見られてゐる。

◇酔つぱらつたハドソン河

約三千石のウイスキーをハドソン河の水に吞ましてやつたといふ酒飢饉の日本に羨ましい話がホボクンで起つた。このウイスキーは四年前キューバから輸入されたものであつたが、税金未納のため税關の倉庫に抑留されてゐたものだつたが、このウイスキーの荷主は破産してしまつた。しかもこの荷主は當時ブルックリン市のフォート・グリーン・ナショナル・バンクから三十萬弗餘の金を借りてゐたため、この一

萬五千ガロンのウイスキーは右銀行の所有になつたが、約六萬弗の税金、倉庫料等を支拂はないと賣却し得ない。ところがこのウイスキーの中味が多少アタピン氣味なので六萬弗も拂ふのでは買手が無い。さうからしてゐるうちに荷主の破産管理人となつた銀行がこれが主要原因となつて潰れてしまひ、税金支拂期限も満期となつたので、税關主催で盛大なる酒流し祭が舉行されたのである。

◇愛蘭軍の囚人暴動

過般ダートム刑務所に收容されてゐたアイルランド共和軍が突如暴動を起し刑務所に放火した。當日は一九一六年の復活祭にアイルランドが獨立宣言を行つた記念日の前日に當り、エール(アイルランド)では祝典が行はれてゐたのであつた。暴徒は先づ監守の手足を縛して地下室に監禁し、鍵を奪つて收容中の殘餘のアイルランド共和軍を解放し、刑務所の入口にバリケー

ドを築いて外部よりの救援を阻止して置いて、地下室から寢具を持ち出しこれに放火したものであるが、火は忽ち屋根に燃え移り約百フィートの達する火焰が物凄く天に沖した。當局では非番の監守及び警官を悉く非常召集して救援に駆けつけさせた結果、暴動は三時間の後に漸く鎮壓された。

◇盗んだヨットで太平洋横断計畫

チヨコレート・バア十本、ウイスキー一瓶と葉巻煙草をもつただけで、太平洋を横断せんとしてアラモアナ灣に繋留してあつた他人のヨット(時價七萬五千ドル)を失敬した男が捕へられた。この大膽な男はデ・ルツセイ兵營第十六沿岸砲兵隊のロヂー・チツブレイとジュームス・ホルの二人で、上手にヨットを盗んで太平洋横断に出帆したが、不幸暗礁に乗上げたのが運の盡き遂に捕つてしまつた。



高橋の鳥

審査概評

課題

- 特級 ▲蘆畔君、沈着、少し重い感じがする。
- 一級 ▲寛君、實に堂々たる出来である。清司君、結體、用筆共に申分なきも如何にも重い。
- 二級 ▲崖龍君、意氣極めて盛んである。行書の波法を研究せられたい。
- 三級 ▲關山君、正整之作。
- 四級 ▲常春君、整ひたるも骨力に乏し。▲弘君、暢達の作
- 五級 ▲東光君、元氣いっぱいに書いてゐるが波法が充分でない。▲舟水君、纏

つてはゐるがチト暢びが足りない。
▲晴月君、波法が楷書の筆の様で面白くない、研究せられたい。▲紫園君、潤澤な味を持つてはゐるが遊の字などは波法で完全に失敗してゐる。

隨意

- 特級 ▲金花君、氣力見るべきものがある。もう一境地開けると貴品も出来るであらう。
- 一級 ▲清司君、唐太宗を臨して温潤その體を得たり、これに骨力を伴はゞ鬼に金棒。▲峯堂君、極めて正勁の作。
- 二級 ▲湖畔君、沈着にて甚だ佳なるも體形の妙を得てゐない。▲翠泉君用筆、結體共に正し。

條幅

- 三級 ▲松雲君、どつしりしてゐてなかなかいゝ、歐法を學ぶと楷書の妙を得ることが出来る。▲翠堂君、清勁の作。
- 四級 ▲常山君、極めて眞面目の作。
- ▲正義君、堂々たり、波法を一考せられたい。
- 五級 ▲養三君、謹嚴に書いてゐるが氣字が小さい。
- ▲秋翠君、五言絶句を半折二行に納めるのはなかなかむづかしいものであるがかくよく纏めてゐる。▲桂舟君、字が大きい割に少し細い。▲光月君、あつさり書き上げてゐるところに味がある。
- ▲東崖君、今度の作品は少し破綻が多すぎる。
- ▲竹巖君、七絶を三行によく纏めてゐるが筆力が充分でない。▲東光君、淡々と書いて面白味がある、少し墨が薄い。
- ▲峯堂君、どの字も筆意に乏しい、先賢の書を参考にして研究せられたい。

選歌しつづ (三十二)

古今集の話 (5)

大翼

さて、以上のごとくして成つた古今集の歌は、廣く日本文學の流れの中にいかなる地位を與へらるべきかといふことになる、本集の前に解説した萬葉集に於いては、わが國民の生活がまだ外から入つて來た文物によつて影響された部分が少く、天真自然の素朴な姿であつた時代を反映して居るのであるが、本集となると、それから年を経ること百數十年、都は奈良から京都に移り、

毎月募集

刑政歌壇

當季雜詠 締切 毎月五日限 用紙ハガキ一葉三首

白井大翼選

一 春雨のもやのこめたる山谷の芽吹きをわけて雉鳴きにけり 松江 田尻久美緒
二 月の夜の硝子戸にうつる庭とこはずでに大きく芽ぶきてぞ見る 岐阜 河野寅雄
三 垂り藤の雫に旭日きらめきて閔兵あふぐけふ晴れにけり 小田原 白河英龍
秀逸
子供なき家の淋しさしみんと古り妻なげく吾がかたへに 岡山 高天三ヶ月
ひねもすを亡父にかはりて働ける母をし思ひ家路急げり 名古屋 はつゑ
けふひと日事故なく終らむ護り給へと朝戸出の茶をいのりする 横濱 柳田北斗星
大根の花咲く畠にけふもゐて勝鳥三羽何をついばむ 佐賀 淡月
北滿に銃取る友を偲びつゝ獨居房舎の深夜を看視す 横濱 谷口秀人
アネモネの花開けりと告げ來る囚の瞳の輝ける朝

古里となりにし奈良の宮古にも

いろはかはらず花は咲きけり

の歌に懷舊の哀れをとゞめ、前に言つたやうに唐土の文物が佛教と共に傳來された以後における弘仁天長時代の漢詩文興隆の時代色は必然的にその作品の性格に影響し、變化を経しめずにはおかなかつた。

萬葉の風態から變化したものの、そこに古今集の性格があるのだが、それが何であつたかといふに、彼の雄渾であつたものがこゝでは優麗となり、素朴であつたものが繊細なものに移り、粗野で豪宕だつたものが滑美婉曲なものに置きかへられたのである。

札幌 來生忠次

くだかけの聲のきこえて小山田に夜はほのぼのとあけそめにけり

藻岩山きのふなからの白雪はあれどわが務め二十六年の月日は立ちぬ

風ひたと落ちて蛙の鳴き立ちぬ夕方まけて雨となるらし

待つ人の來ぬに心の憤ろし青艸をむしることもあきぬ

菜の花の曇りてみたる野をゆけば強く吹く風匂をのせぬ

櫻花咲きのさかりか下水路にはなびらこゝだうかびて來るも

いさかひははしたなしとは思へども心たかぶり夜いねられず

音もなく春雨煙る正午さがりよく泣く子等の聲も聞えず

笹の下雪消えがてに残るとき友は南支に残敵伐てり

ラヂオに合はして聲うたへど幼きが調子をはづすをり／＼をかしも

晝餉とる囚徒黙々と麥の青吹く風出でてすがしかりけり

厨にて洗ひあげたる紫蘇の葉を青梅とともに妻の漬け居り

この道の川邊の柳照ると降ると眺めたのしき役所の往來

俳 壇

十句解説

花 蓑

柳の芽青々としていたみあり 豊 齋
柳の芽が一日一日に青くなつて來ます。
暫く見ない間に驚く程青くなつてゐます、
然し乍らその青々とした中にどことなく痛
みが見えます、風雪を凌いで來たか細い枯
枝が残つてゐるのでせう、繊細な觀察と作
者のこまやかな詩情が伺はれます。

樟落葉降りやみしとき月上る 幸 吉
樟の古葉がしきりに落ちる、或時は降る
やうに落ちる、さうしてその落葉が降りや
んだときにこんもりとした樟の上からぬつ
と月が顔を出したのです、樟の落葉と月の
上るのと因果關係のあるが如く叙したこ
ろに作者の心眼が働いてゐます。

豆蔕けと山鳩杜に來て鳴ける 紅 東
山鳩が里の杜に下りて來てコロコロと
と鳴いてゐます、それは豆蔕け／＼と言つ
てゐるやうに聞えるといふのです、かうし
た童謡趣味の俳句も亦面白いです。
我船の煙は月をかくすなり 播 水
洋上を航海中甲板に出て月を見てゐると

船の煙が風向によつて月を外れて流れてゆ
く、それが恰も煙に心あるもの、如く月を
避けてゐるやうに見えるのです、さう見る
ところに作者の感情があります。
航を祝ぎ秋雲四方にしづみけり 同
この句に於ても秋雲が四方に沈んでゐる
その状態は恰も我航海を祝福してゐるやう
に見えると言つたのであつて秋雲に心ある
もの、如く叙したところに作者の感情があ
ります。

月を生む夕空とみに澄みわたり 同
の句に於ても今はうす／＼と夕空にかゝ
つてゐる月も纏て清光を放つて美しい月が
生れ出やうとするその用意あるもの、如く
夕空がとみに澄みわたつて見えるのであつ
て夕空に心あるもの、如く叙したところに
作者の感情があります。是等の句に於て見
逃がしてならないのはこの作者の感情の動
きであります。

氷雪の墓ことごとく郷を向く 黒 潮
こゝは他郷の土となつた人の墓どころ
で、それは凍りついた雪の中にどの墓もど
の墓も故國日本の方を向いてゐるといふの
です、故國日本を去つて他郷の空に一生を

俳 壇

毎 月 募 集

刑 政 俳 壇

題 當 季 隨 意
締 切 每 月 五 日 限
用 紙 官 私 製 葉 書

いふを素 選

獄園に芍薬あかき芽をもたぐ
柳の芽青々としていたみあり
獄園に海棠の花なまめかし
醉ざめの眼に春灯のはかなさよ
手を叩き歌へる子等に櫻散る
高空に雲かゞやきて囀れる
植木市殊につゞじの多かりき
苗代に水無瀬の宮の杜映り
芍薬園比叡けはしく見えにけり
樟落葉降りやみしとき月上る
三井寺の總門に苗賣つてをり
紅梅の雨あたゝかく昏れにけり
芽は日々にわがかなしみを子は知らず
病みし子も今日すこやかに入學す

名古屋

栗本豊齊

滋 賀

西村幸吉

名古屋

栗本味代子

手鏡のさくらに向ひ紅ひきぬ
月おぼろ彼方の山の灯は近く
子を抱く女囚に桃のちりやまざ
たまさかの家居歸雁の空たかし
耳近くはつしと燕すぎたりや
愛馬の碑蝶ひら／＼とめぐるあり
石高の一筋道や鳥交る
浦々は一と霞して帆立貝
雪折れを起して五加木摘みにけり
壺石に 苔 錆の見え松の花
香煙は細く雲雀の舞ふ空へ
豆蔕けと山鳩杜に來て鳴ける
夜々夢に遊ぶ國なり 桃杏
春畫の汗ばむ喪服ぬぎにけり
濱鴨鳴いて若布はり／＼乾きけり
採氷の苦力墨繪の如くかな
嫁連れて來し筏夫や春となり
アカシヤの並木つゞきや鳥交る
汽車に見る防雪林の巢箱かな
白牡丹大きくゆれて月に逢ふ
若竹の 蔭 に 妹 の 泪 見 て
柳の芽いまだし燕來そめけり
退けてより畑の手入や暮遅き

同

いばら

函 館

船山船風

飯 田

市川紅東

名古屋

壽 美

新義州

濱田青村

大 曲

老松蓮村

小田原

白河英龍

鹿兒島

横山白楊

俳壇

終つた人々の生涯のことも思はれて墓になつても故國を思ふ悲痛なものが感じられま
す、氷雪と置いたところに實感の切實な
のがあります。
土埃あげて兎の見えずなる 刀郎
逃げ足の早い兎です、土埃をあげて一目
散に逃げてゆく兎がやがて土埃の中に見え
なくなるといふことは如何にも思はれま
す、眞に迫つてをかしくなります。
畑打のこち向きしかば道を問ふ 花 炎
道を尋ねるにもあたりには家はなく、向ふ
の方に畑を打つてゐる人があるが脇目もふ
らず専念に畑を打つてゐるので呼びかけて
尋ねることも出来ず困つてゐると不圖その
畑打がこちらを向いたのでそれをしほに聲
をかけて道を尋ねたといふのです、かうし
たことに遭遇したときの心持が透曲に出
てゐます。
白牡丹大きくゆれて月に逢ふ 英龍
風が通り過ぎて牡丹の花がゆれ靜まる
と、恰も月が眞上に花の上にかゝつてゐる
のです、それは花の面と月の顔と相逢ふ如
く見えるといふのです、それが白牡丹であ
る爲にその感じが一層適切に思はれます。

色あせしヒヤシンスあり事務忙し、
ちる花に思ひは遠くありにけり
花吹雪のがれて蝶の舞ひ上り
静けさや朝日に花のほろくくと
春深み遠山見ゆる垣の上
ゆきくつて夢の如しや菜種さく
田の中の小學校やつくくし
柚衆の山入酒やほととぎす
風ぎくれて小田の田螺の鳴くなめり
うらゝかやつむりをよせてトゲをぬく
野火煙たなびく屠場の屋根低き
木の芽山流れにそうてわが屋敷
鈴蘭の香りの中に筆をとる
宙返りしつゝ鳴きつゝ春雀
花芥浮べて水に濯ぎもの
飛行機の爆音花にこもらへり
臘夜のホーム残して汽車發ちぬ
隙間なく吊りし鍊に風光る
棒二つ落ちて相うつ水輪かな
鬱陶し若葉青葉に病むことも
森影の伸びつくしたり落雲雀
山吹の咲く岩かげに湧く清水
チウリップまじろき花の淋しけれ
青柳の傘にふれたる大しづく

名古屋	水野はつゑ
横濱	同
谷口秀人	同
加藤しのぶ	同
日出春	同
平川蕉風	同
北	同
大田沈秉燮	同
久美子	同
折越人	同
高	同
高	同
宮城	同
佐賀	同
橋通	同
横濱	同
同	同
函館	同
名古屋	同
橋通	同
小田原	同
金泉	同
横濱	同
富山	同

叙任辭令

四月十九日
死亡二級
看守長 田中重四郎 (嚴原支)

四月二十日
願免
看守長 龜屋美禰雄 (岡山)

五月一日
嚴原支所長
看守長 高島鹿一 (久留米少)

五月四日
久留米少
同 平山介夫 (富山支)

五月五日
横濱兼前橋
看守長 岡田峰吉 (前橋)

五月六日
死亡
所長典獄 柳原鎮平 (名刑)

五月九日
名古屋所長事務取扱
典獄補 山本銓吉 (同)

五月十一日
死亡五級
保健技師 谷澤延雄 (横濱兼岡山)

五月十四日
横濱兼徳島五級
保健技師 松岡修一 (徳島)

願免
任保健技師(岡山)九級
五月十五日
保健技師 平野武一 (岡山)

刑事局長
行刑局長
五月二十一日
行刑局長 秋山要

新潟
願免五級
任保健技師(徳島)二級
保健技師 佐々木英信 (同)

名古屋
横濱兼徳島
免兼水戸
横濱兼福井支
看守長 北野竹太郎 (横濱兼新潟)

同
同
同
同
看守長 石岡利男 (東拘)

同
同
同
同
看守長 賀川福夫 (徳島)

同
同
同
同
看守長 稻葉雄次郎 (横濱兼名古屋)

同
同
同
同
看守長 米村直次郎 (徳島)

同
同
同
同
看守長 山口重幸 (横濱兼水戸)

同
同
同
同
看守長 青木善助 (福井支)

法學新報

第五十卷 第五號
昭和十五年五月
定價五十錢(送料三錢)

中央大學法學部門機關

空中物品運送人の責任……………小町谷 操 三

——ワルソー空中運送條約を中心として——
獨逸の非常時立法……………齋藤 常三郎

——契約調整令及戰時和議手續令——
斷種をめぐる諸問題に對する若干の考察……………池 見 猛

刑事判例研究……………刑事判例研究会
綿絲配給統制規則違反並ス・フ絲販賣價格取締規則違反の各行爲と連續犯(吉田常次郎)——
醫師法第七條第一項に所謂廣告(久禮田益喜)

民事判例研究……………民事判例研究会
受託裁判所と郵便に付する送達(前野順一)——他家の推定家督相續人を相續人に選定
したる親族會議の效力(藤田八郎)——談合金と民法第九十條(前野順一)——訴の取
下を爲さざる旨の契約の效力(黒川眞前)

比較法制研究……………比較法制學會
佛法に於ける恩惠的支拂猶豫期間制度に就て(近藤 倫)——「兒童の勞働並少年の勞
働時間」に關する法律(少年保護法)について(市川秀雄)

雜報

小町谷 操 三

齋藤 常三郎

池 見 猛

刑事判例研究会

民事判例研究会

比較法制學會

訓令通牒

(刑政第五十三卷
第六號)

◇作業別食量表中追加ニ關スル件依命通牒

(司法省 行甲第四八〇號)
行刑局 昭和十五年五月二日

收容者食糧給與手續第二號作業別食量表中金物工ノ次ニ左記ノ
追加相成候條御了知相成度候

業名	種目	細目	食量
合成樹脂工	プレス工	成型プレス	三等
		研磨仕上	五等

◇事務用圖書閱覽ニ關スル件

(司法省 行甲第四二〇號)
行刑局 昭和十五年四月十九日

執務參考用トシテ配付相成候圖書及雜誌等ハ一部職員ニ偏重閱
覽セシムルコト無之輪番其ノ他適宜ノ方法ニ依リ戒護其ノ他各
掛ノ職員ガ順次閱覽相成格段ノ御配意相煩度候

◇收容者用衣類臥具等調査ニ關スル件

(司法省 行甲第四四四號)
行刑局 昭和十五年四月二十七日

標記ノ件ニ關シテハ昭和十二年五月行甲第五四六號ヲ以テ通牒
致置候處爾今別表ノ通變更ノ上毎年六月、十二月ノ各月一日現
在ニテ調査ノ上當月十五日迄ニ御報告相成度候

訓令通牒

正義

帝國辯護士會第十五回通常總會——第一東京辯護士會
 先進表敬式——祝賀會・招待會・會員懇親會——第三
 十四回九州辯護士大會
 帝國辯護士會第十五回通常總會決議
 同總會記事
 第一東京辯護士會先進表敬式記事
 帝國辯護士會聯合祝賀會・招待會・會員懇親會記事
 第一東京辯護士會臨時總會記事
 九州辯護士大會出席報告
 滿蒙視察報告(二)

會員 名川 侃市
 理事 田中 政義
 田多井 四郎治

帝國辯護士會誌
 昭和十五年五月號
 定價 五拾錢
 送料 貳錢

東京市麹町區霞ヶ關一ノ一
帝國辯護士會發行
 電話二二五五番 振替口座
 銀座四三八〇番 東京七二三九〇番

○時評
 續法曹瑣談(其三十八)
 淡和歌
 俳句
 山崎 佐
 堂溪 町井 鐵
 播磨 龍城
 河西善太郎

○雜報
 各地辯護士會役員改選——大阪辯護士會物故會員
 追弔法會——廣島控訴院管内辯護士會聯合會の
 新陣容
 ○會報
 ○新法令

法曹會雜誌

○民事訴訟と辯論主義の側面的考察(一)
 眞實發見
 公判廷に於て取
 調ふべき證據
 訴訟詐欺に對する量刑の實際(一)
 仲裁判斷に現はれた
 法律思想(二完)

秋田地方裁判所 熊谷 弘
 岡山區裁判所 河内 三男
 司法省調査部
 神戸地方裁判所 村本 一男

第十八卷 第五號
 昭和十五年五月一日發行
 定價 金五十錢

司法省構内
法曹會
 振替口座東京一五六七〇番

○第七十五議會審議法案一覽
 ○司法大臣「義務の尊重を基調とする私法體系の懸賞論文」
 再檢討(二完)……(二等入賞)
 ○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○大審院判例要旨
 ○登記事務協議會決議 ○新法令 ○雜報

編輯後記

○吾等の最も敬愛する秋山行刑局長が刑事局長に轉任せられた。秋山氏の在職は僅に一年十一月に過ぎなかつたのであるが、國民はその間、東亞新秩序の建設に、國家の重大時局に直面し、銃後行刑の指導監督に邁進せられたことであつた。受刑者に對し、時局の認識と國民的自覺とを深からしむる爲めに、戒護作業を教化、衛生の指導に留意せられた。又少年刑務所長會同を開催して少年行刑の重要性を高調せられ、殊に刑務官の待遇是正に付ては機會ある毎に其の實現に努力せられた。今やわれわれは、行刑人としてのエキスパートと袂を分たねばならぬ、眞に痛惜の至である。

○最近刑法並監獄法改正のことが頼に活潑になつて來た。今回の刑務所長會同に於ても、之れが改正に關し考慮すべき點如何、との諸問事項が提出せられた。各所長は多年の經驗と研究とに基き貴重な意見を腹藏なく披瀝せられ、又行刑當局に於ても、新進小川典獄を囑託する等改正に要する諸種の準備を進め、研究を累ねて居る。改正刑務法の出產が一日も速かならんことを念願して已まぬ。

○刑務官練習所も愈第三十二回の卒業生を送り出すことになつた。卒業生諸氏よ、忘るゝなかれ。行刑は法の適用の問題にあらず審判後に於ける人の問題にして、人を導くには高潔なる人格を第一義と心得へねばならぬことを。

○五月號の發行が刑務所長會同の準備や其の他の理由で非常に遅れ、讀者諸氏に御迷惑を及ぼしたことを思ふ。今後發行日を取り戻したいと努力して居ります、御宥恕を、

十五、五、二十六、
 YK 生

定價	表價	廣告料	注文規定
一冊(稅共) 金三十錢	六冊(稅共) 金一圓八十錢	一頁 金五圓	●御注文は總て前金のこと
二冊(稅共) 金六十錢	十冊(稅共) 金三圓六十錢	一頁 金四圓	●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇番刑務協會とすること
三冊(稅共) 金九十錢	一頁 金三圓	一頁 金四圓	●御注文の際には必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
 昭和十五年五月二十八日印刷
 昭和十五年六月一日發行

編輯 東京市葛飾區小菅町一丁目一番地 大原 虎夫
 印刷 東京市葛飾區小菅町一丁目一番地 大原 虎夫
 發行 東京市葛飾區小菅町一丁目一番地 大原 虎夫
 電話 振替口座 東京二三四四・三八二五番

